市税概要

平成28年度



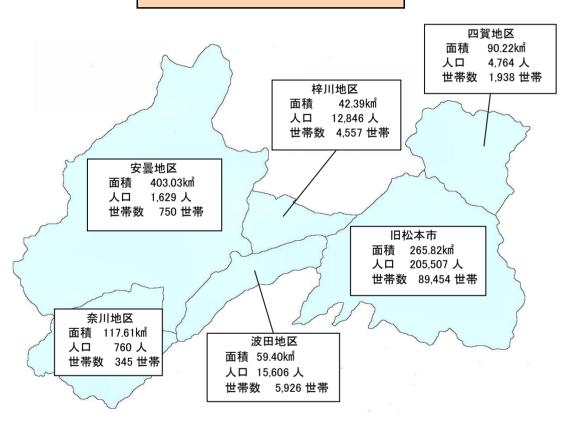
松本市

はじめに

平成17年4月1日、松本市は四賀村・安曇村・奈川村・梓川村と、平成22年3月31日波田町と合併しました。 人口は241,112人、面積は978.47k㎡で広さは県下最大です。

松本市の人口(平成28年4月1日現在)

面 積 978.47k㎡ 人 口 241,112人



男女別・5	F齢三区分	·別人口				(単位:人)
	男	女	0~14歳	15~64歳	65歳~	合計
旧松本市	100,724	104,783	28,091	123,067	54,349	205,507
四賀地区	2,302	2,462	343	2,519	1,902	4,764
安曇地区	821	808	135	901	593	1,629
奈川地区	362	398	61	356	343	760
梓川地区	6,291	6,555	2,158	7,406	3,282	12,846
波田地区	7,543	8,063	2,202	9,010	4,394	15,606
合 計	118,043	123,069	32,990	143,259	64,863	241,112

目 次

1	市の	概 安	
	1	人口・世帯の推移	1
	2	市の予算と決算	2
	3	税務機構と事務分掌	4
Π	市税	総括	
	1	28年度市税の当初予算	5
	2	税目別決算額比較表	6
	3	27年度市税の収納実績	8
	4	市税負担状況調	10
Ш	市県	民税	
	1	年度別納税義務者調	11
	2	年度別調定額の調	12
	3	所得区分による課税状況	13
	4	28年度課税状況調 (当初)	14
	5	28年度課税所得の状況	14
	6	法人市民税の課税状況	16
IV	固定	資産税	
	1	固定資産税の年度別調定額	20
	2	固定資産税の区分別調定額の調	21
	3	土地の概要	22
	4	家屋の概要	24
	5	償却資産の概要	24
	6	年度別新增分家屋	26

26

年度別減少分家屋

7

V 諸税・その他

	1	市たばこ税	27
	2	特別土地保有税	27
	3	入湯稅	27
	4	都市計画税	27
	5	国民健康保険税	27
	6	軽自動車税	28
	7	利子割交付金	30
	8	配当割交付金	30
	9	株式等譲渡所得割交付金	30
	10	ゴルフ場利用税交付金	30
	11	口座振替納付の状況調	31
	12	市税の徴収に要する経費	32
	13	証明・閲覧に関する調	33
VI	参考	資料	
	市税の	変遷	34

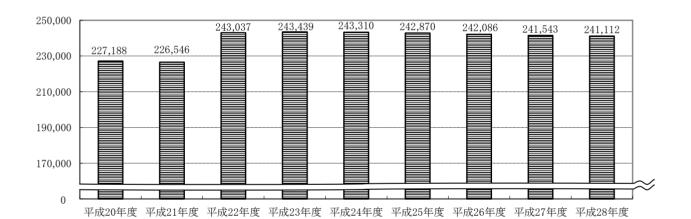
I 市の概要

1 人口・世帯の推移

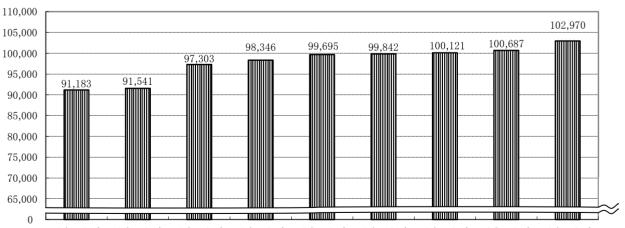
<面積> 平成22年3月31日 波田町合併前 919.35km² 合併後 978.47km²

					合併 俊	978.47KM
	世帯数	男	人 口 女	≅	世帯当たり人口	人口密度 (1k㎡当たり)
平成20年度	91,183	111,839	115,349	227,188	2.5	247
平成21年度	91,541	111,457	115,089	226,546	2.5	246
平成22年度	97,303	119,271	123,766	243,037	2.5	248
平成23年度	98,346	119,473	123,966	243,439	2.5	249
平成24年度	99,695	119,481	123,829	243,310	2.4	249
平成25年度	99,842	119,144	123,726	242,870	2.4	248
平成26年度	100,121	118,640	123,446	242,086	2.4	247
平成27年度	100,687	118,425	123,118	241,543	2.4	247
平成28年度	102,970	118,043	123,069	241,112	2.3	246

資料 長野県情報政策課「毎月人口異動調査」(各年度10月1日現在) 平成28年度は情報政策課「松本市人口統計」(4月1日現在)



【人口】



平成20年度 平成21年度 平成22年度 平成23年度 平成24年度 平成25年度 平成26年度 平成27年度 平成28年度

【世帯】

2 市の予算と決算

(1) 平成28年度一般会計当初予算

	歳	λ				歳		出	
	科 目	予算額	構成比		;	<u>////</u> 科 目		予算額	構成比
	合 計	82,290,000	100.0		,	合 計		82,290,000	100.0
1	市税	35,363,000	43.0	1	議	会	費	462,990	0.6
2	地 方 譲 与 税	800,000	1.0	2	総	務	費	8,793,770	10.7
3	利 子 割 交 付 金	62,000	0.1	3	民	生	費	31,192,810	37.9
4	地方消費税交付金	4,387,000	5.3	4	衛	生	費	5,078,920	6.2
5	ゴルフ場利用税交付金	27,000	0.0	5	労	働	費	244,170	0.3
6	自動車取得税交付金	120,300	0.1	6	農	林 水 産 業	費	2,381,340	2.9
7	配当割交付金	131,000	0.2	7	商	工	費	4,517,490	5.5
8	株式等譲渡所得割交付金	20,000	0.0	8	土	木	費	6,152,880	7.5
9	国有提供施設等所在市町村助成交付金	28,000	0.0	9	消	防	費	2,474,310	3.0
10	地方特例交付金	129,000	0.2	10	教	育	費	6,947,440	8.4
11	地方交付税	13,800,000	16.8	11	公	債	費	10,636,400	12.9
12	交通安全対策特別交付金	53,500	0.1	12	諸	支 出	金	3,257,480	3.9
13	分担金及び負担金	1,339,230	1.6	13	予	備	費	150,000	0.2

1,787,510 14 使用料及び手数料 2.2 15 国 庫 支 出 金 10,304,770 12.5 支 16 県 4,981,180 出 金 6.1 17 財 収 入 354,960 0.4 18 寄 附 金 12,590 0.0 19 繰 入 金 974,650 1.2 越 20 繰 金 30,000 0.0 収 諸 入 3,861,310 4.7 21 22 市 債 3,723,000 4.5

※ 構成比は端数処理の関係で合計が100.0 にならない場合があります。

決

費

費

費

費

費

費

費

費

費

費

費

金

費

算

88,622,111

11,883,294

32,117,207

4,913,344

2,694,025

5,182,555

6,759,349

2,495,576

7,851,332

10,656,370

3,261,239

318,970

488,850

歳

会

生

生

働

林 水 産 業

工

木

防

育

債

備

出

支

目

計

科

合

議

民

農

商

土

消

教

公

諸

予

(2) 平成27年度一般会計決算状況

単位: 千円

額 構成比

100.0

0.6

13.4

36.2

5.5

0.4

3.0

5.9

7.6

2.8

8.9

12.0

3.7

0.0

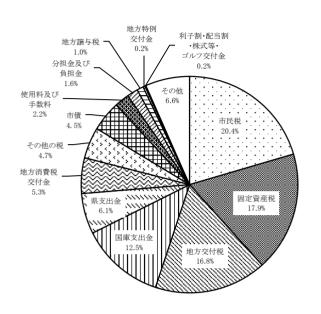
単位: 千円

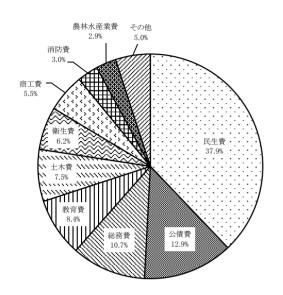
		裁			入			
	科	目		決	算	額	構成比	
	合	計		(92,480	,662	100.0	
1	市		税	,	35,834	,493	38.7	1
2	地 方	譲与	税		850	,816	0.9	2
3	利 子 割	文 付	金		54	,576	0.1	3
4	地方消費	貴税 交付	金		5,050	,259	5.5	4
5	ゴルフ場和	川用税交付	†金		31	,399	0.0	5
6	自動車取	得税交付	一金		158	,525	0.2	6
7	配当割	文 付	金		152	,421	0.2	7
8	株式等譲渡	所得割交付	寸金		156	,613	0.2	8
9	国有提供施設等所	听在市町村助成 多	で付金		28	,619	0.0	9
10	地方特	例 交 付	金		127	,401	0.1	10
11	地 方	交 付	税		15,639	,604	16.9	11
12	交通安全対	策特別交付	付金		55	,189	0.1	12
13	分担金及	及び負担	金		1,374	,426	1.5	13
14	使用料及	及び手数	(料		1,751	,766	1.9	
15	国 庫	支 出	金		12,015	,835	13.0	
16	県 支	出	金		4,829	,553	5.2	
17	財 産	収	入		410	,660	0.4	
18	寄	附	金		23	,861	0.0	
19	繰	入	金		1,766	,307	1.9	
20	繰	越	金		1,512	,421	1.6	
21	諸	収	入		3,657	,918	4.0	
22	市		債		6,998	,000	7.6	

※ 構成比は端数処理の関係で合計が100.0 にならない場合があります。

平成28年度一般会計当初予算

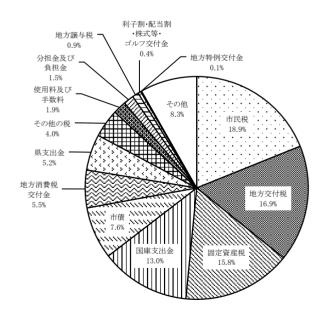
歳入 82,290,000千円 歳出 82,290,000千円

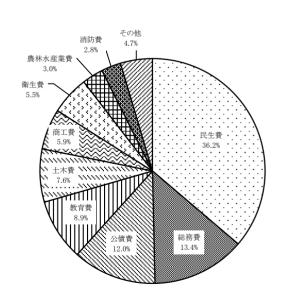




平成27年度一般会計決算額

歳入 92,480,662千円 歳出 88,622,111千円





3 税務機構と事務分掌

(平成28年4月現在)

				_					_			(平成28年4月現住)
IZ.	:分	係	課	係	主	主査	主	主	事務	嘱	計	事 務 分 掌
	.)]		長	長	查		任	事		託	рl	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
			1								1	
財	市民税	庶務担当		(1)	1	0	3	1	0	1	7	税制研究、市税統計、予算、諸証明・法人市民税・ 軽自動車税・市たばこ税・入湯税の賦課調定減免 及び異議申立ての調査、ゴルフ場利用税交付金、 利子割交付金、固定資産評価審査委員会事務、 各係に属さない事務
	課	市民税担当		(1) 5	5	0	1	4	4	2	21	市民税(普通徴収・特別徴収)の賦課調定、減免及び異議申立ての調査、個人県民税の報告事務
		計	1	6	6	0	4	5	4	3	29	
			1								1	
	資	庶務係		(1)	1	0	2	0	1	1	6	税制研究、市税統計、予算、地番図の閲覧、諸証明、固定資産税・都市計画税の賦課調定、償却資産事務、交付金事務、各係に属さない事務
政	産税	土地係		(1) 1	3	0	1	2	1	0	8	固定資産税・都市計画税の賦課、調査、減免、土 地の評価
	課	家屋係		(0) 1	3	0	2	6	0	2	14	固定資産税・都市計画税の賦課、調査、減免、家 屋の評価、土地・家屋の異動整理、死亡者の課税 対応
		計	1	3	7	0	5	8	2	3	29	
			1								1	
部	納税	庶務係		(1) 1	3	0	2	1	0	0	7	市税統計、予算、諸証明、口座振替、納税PR、市 税の督促、市税の収納管理及び消込、過誤納金 の充当及び還付、各係に属さない事務
	課	整理担当		(2) 6	5	1	5	4	3	4	28	徴収猶予、市税滞納金の納付(入)督励、市税滞納 金の徴収、滞納処分、執行停止、不納欠損
		計	1	7	8	1	7	5	3	4	36	

健	保		1								1	税制研究、統計、国民健康保険税の賦課決定、減
康福	険	保険税担当		(4) 8	4	0	5	3	4	15	39	免及び異議申立ての調査、国民健康保険税の収納管理及び消込み、口座振替、過誤納金の還付及び充当、不納欠損、督促、徴収猶予、滞納金の
祉部	課	計	1	8	4	0	5	3	4	15	40	納入督励及び徴収、滞納処分、執行停止、収納嘱 託

()内の数字は課長補佐(再掲)

Ⅱ 市税総括

1 28年度市税の当初予算

		区		<i>5</i> .	>	平成28年度	平成27年度	平成27年度	伸び率
				<i>)</i> .	J	当初予算額(A)	当初予算額(B)	最終予算額	(A-B)/B
		合		章	+	千円 35,363,000	千円 34,988,000	千円 35,725,000	% 1.1
1	市		民		税	16,826,000	16,669,000	17,406,000	0.9
	(1)	/I II I		į.	現年課税分	13,026,000	12,811,000	13,322,000	1.7
	(1)	固		人	滞納繰越分	173,000	152,000	152,000	13.8
	(2)	法		Į.	現年課税分	3,620,000	3,683,000	3,909,000	△ 1.7
	(4)	云		人	滞納繰越分	7,000	23,000	23,000	△ 69.6
2	固	定	資	産	税	14,713,000	14,513,000	14,513,000	1.4
	(1)	紅田]定資	产	現年課税分	14,369,000	14,162,000	14,162,000	1.5
		1世)	上頁	生忧	滞納繰越分	209,000	220,000	220,000	△ 5.0
	(2)	交	付	金		135,000	131,000	131,000	3.1
3	軽	1	動	車	税	549,000	508,000	508,000	8.1
					現年課税分	542,000	502,000	502,000	8.0
					滞納繰越分	7,000	6,000	6,000	16.7
4	市力	<u> </u>	ば	ſΙ	税	1,603,000	1,643,000	1,643,000	$\triangle 2.4$
5	特別	土	地	保石	有 税	0	0	0	_
					現年課税分	0	0	0	_
					滞納繰越分	0	0	0	_
6	入		湯		税	93,000	92,000	92,000	1.1
					現年課税分	93,000	92,000	92,000	1.1
					滞納繰越分	0	0	0	_
7	都	市	計	画	税	1,579,000	1,563,000	1,563,000	1.0
					現年課税分	1,556,000	1,539,000	1,539,000	1.1
					滞納繰越分	23,000	24,000	24,000	\triangle 4.2
	国 民 領	甚	民 保	険	税	5,285,910	5,504,290	5,211,720	△ 4.0
			(ア)ー	船分	現年課税分	3,333,120	3,374,800	3,240,420	$\triangle 1.2$
	(1)医療	三	())	バスノゾ	滞納繰越分	198,060	191,590	197,800	3.4
	(1)区/赤	\)	(イ)退	·離分	現年課税分	112,270	221,850	172,500	△ 49.4
			(1),2	19477	滞納繰越分	9,850	9,180	10,480	7.3
			(ア)ー	·船分	現年課税分	1,016,680	1,021,840	980,160	$\triangle 0.5$
	(2) 支援	全分	())	/JX //J	滞納繰越分	58,490	58,820	58,940	\triangle 0.6
	(2)支援金分 (イ)退職		:職分	現年課税分	34,430	67,180	52,200	△ 48.7	
			(1)	:·194/J	滞納繰越分	2,880	2,160	3,060	33.3
			(ア)ー	・船分	現年課税分	437,150	433,330	402,130	0.9
	(3)介護	分	(/)	/J.X./J	滞納繰越分	35,620	37,170 35,		\triangle 4.2
	(ロノノ)時	. / 3	(イ)退	:聯分	現年課税分	44,460	82,070	55,620	△ 45.8
			(1/)	:·IIM/JJ	滞納繰越分	2,900	4,300	3,220	\triangle 32.6

2 税目別決算額比較表

			平	成	24 年	<u></u>	Ë.	平)	戎 25	5 年	度
	科	目		決	算 智	領		決	算	額	
			調定額	伸率	収入額	伸率	収納率	調定額	伸率	収入額	伸率
			千円	%	千円	%	%	千円	%	千円	%
	合	計	36,559,319	△ 1.8	34,532,841	△ 1.6	94.46	37,012,627	1.2	35,089,719	1.6
		現年課税分	34,577,142	△ 1.5	34,026,678	\triangle 1.3	98.41	35,164,845	1.7	34,635,649	1.8
		滞納繰越分	1,982,177	△ 6.3	506,163	△ 15.1	25.54	1,847,782	\triangle 6.8	454,070	△ 10.3
1	市	民 税	17,036,540	2.8	16,186,213	3.2	95.01	17,450,841	2.4	16,644,315	2.8
		現年課税分	16,198,723	3.4	15,955,713	3.4	98.50	16,670,863	2.9	16,433,160	3.0
		滞納繰越分	837,817	△ 7.4	230,500	△ 9.8	27.51	779,978	\triangle 6.9	211,155	△ 8.4
2	固	定資産税	15,689,895	△ 5.9	14,657,258	△ 6.0	93.42	15,571,491	△ 0.8	14,593,057	△ 0.4
		現年課税分	14,684,552	△ 6.0	14,417,694	△ 5.7	98.18	14,633,171	△ 0.3	14,381,208	△ 0.3
		滞納繰越分	1,005,343	△ 5.6	239,564	△ 19.8	23.83	938,320	\triangle 6.7	211,849	△ 11.6
3	軽	自動車税	500,291	2.1	472,032	2.6	94.35	511,076	2.2	482,654	2.3
		現年課税分	473,320	2.3	462,995	2.5	97.82	486,264	2.7	475,538	2.7
		滞納繰越分	26,971	△ 2.4	9,037	7.1	33.50		△ 8.0	7,116	△ 21.3
4	市	た ばこ 税現年課税分	1,581,215 1,581,215	△ 1.7 △ 1.7	1,581,215 1,581,215	\triangle 1.7 \triangle 1.7	100.00 100.00	1,736,000 1,736,000	9.8 9.8	1,736,000 1,736,000	9.8 9.8
		滞納繰越分	_	_	_	_	_	_	_	_	_
5	特別	川土地保有税	_	_	_	_	_	_	_	_	_
		現年課税分	_	_	_	_	_	_	_	_	_
		滞納繰越分	_	_	_	_	_	_	_	_	_
6	入	湯税	91,941	△ 1.2	91,774	△ 1.3	99.82	92,922	1.1	92,432	0.7
		現年課税分	91,872	△ 1.3	91,774	\triangle 1.3	99.89	92,755	1.0	92,432	0.7
		滞納繰越分	69	皆増	0	0.0	0.00	167	142.0	0	0.0
7	都	市計画税	1,659,437	△ 6.0	1,544,349	△ 6.1	93.06	1,650,297	△ 0.6	1,541,261	△ 0.2
		現年課税分	1,547,460	\triangle 6.0	1,517,287	△ 5.8	98.05	1,545,792	△ 0.1	1,517,311	0.0
		滞納繰越分	111,977	\triangle 5.6	27,062	△ 19.7	24.17	104,505	△ 6.7	23,950	△ 11.5
玉	民例	建康保険税	7,640,415	△ 2.2	5,472,325	△ 0.5	71.62	7,495,485	△ 1.9	5,424,695	△ 0.9
		現年課税分	5,672,723	△ 1.6	5,139,116	$\triangle 1.5$	90.59	5,661,435	\triangle 0.2	5,120,828	△ 0.4
		滞納繰越分	1,967,692	△ 3.9	333,209	16.0	16.93	1,834,050	\triangle 6.8	303,867	△ 8.8
_											

	平	成	26 年	·	F C	平	成	27 年	<u>.</u>	F.
		決	算 智	頂			決	算 額	頂	
収納率	調定額	伸 率	収入額	伸率	収納率	調定額	伸率	収入額	伸率	収納率
%	千円	%	千円	%	%	千円	%	千円	%	%
94.80	37,667,112	1.8	35,857,820	2.2	95.20	37,565,102	△ 0.3	35,834,493	△ 0.1	95.39
98.50	35,815,228	1.8	35,350,990	2.1	98.70	35,860,323	0.1	35,404,642	0.2	98.73
24.57	1,851,884	0.2	506,830	11.6	27.37	1,704,779	△ 7.9	429,851	△ 15.2	25.21
95.38	18,054,159	3.5	17,271,551	3.8	95.67	18,210,475	0.9	17,473,604	1.2	95.95
98.57	17,251,647	3.5	17,036,745	3.7	98.75	17,485,584	1.4	17,267,850	1.4	98.75
27.07	802,512	2.9	234,806	11.2	29.26	724,891	\triangle 9.7	205,754	△ 12.4	28.38
93.72	15,664,903	0.6	14,770,125	1.2	94.29	15,433,435	△ 1.5	14,570,279	△ 1.4	94.41
98.28	14,748,241	0.8	14,531,417	1.0	98.53	14,577,977	△ 1.2	14,374,531	△ 1.1	98.60
22.58	916,662	△ 2.3	238,708	12.7	26.04	855,458	△ 6.7	195,748	△ 18.0	22.88
94.44	532,665	4.2	500,909	3.8	94.04	542,058	1.8	511,739	2.2	94.41
97.79	502,355	3.3	493,349	3.7	98.21	513,611	2.2	504,910	2.3	98.31
28.68	30,310	22.2	7,560	6.2	24.94	28,447	△ 6.1	6,829	△ 9.7	24.01
20.00	50,510	22.2	1,500	0.2	21.31	20,111	∠ 0.1	0,023		21.01
100.00	1,662,333	△ 4.2	1,662,333	\triangle 4.2	100.00	1,626,987	\triangle 2.1	1,626,987	△ 2.1	100.00
100.00	1,662,333	△ 4.2	1,662,333	\triangle 4.2	100.00	1,626,987	\triangle 2.1	1,626,987	△ 2.1	100.00
_	_	_	_	_	_	-	-	-	_	_
_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
_	_	_	_	_	_	_	-	_	_	_
_	_	_	_	_	_	-	-	-	_	_
99.47	93,357	0.5	92,960	0.6	99.57	94,796	1.5	90,920	△ 2.2	95.91
99.65	93,035	0.3	92,638	0.2	99.57	94,361	1.4	90,562	△ 2.2	95.97
0.00	322	92.8	322	皆増	100.00	435	35.1	358	11.2	82.25
93.39	1,659,695	0.6	1,559,942	1.2	93.99	1,657,351	△ 0.1	1,560,964	0.1	94.18
98.16	1,557,617	0.8	1,534,508	1.1	98.52	1,561,803	0.3	1,539,802	0.3	98.59
22.92	102,078	△ 2.3	25,434	6.2	24.92	95,548	△ 6.4	21,162	△ 16.8	22.15
72.37	7,309,662	△ 2.5	5,237,487	△ 3.5	71.65	7,243,791	△ 0.9	5,114,110	△ 2.4	70.60
90.45	5,512,077	\triangle 2.6	4,975,798	\triangle 3.3 \triangle 2.8	90.27	5,317,787	\triangle 3.5	4,832,159	\triangle 2.4 \triangle 2.9	90.87
16.57	1,797,585	\triangle 2.0	261,689	△ 13.9	14.56	1,926,004	7.1	281,951	7.7	14.64
10.01	1,101,000	2.0	201,000	10.0	11.00	1,020,001	1.1	201,001	1.1	11.01

3 27年度市税の収納実績

		調	定	額	収
	税 目	現年課税分	滞納繰越分	合 計	現年課税分
		(A)	(B)	(C)	(D)
	合 計	千円 35,860,323	千円 1,704,779	千円 37,565,102	千円 35,404,642
	計	34,204,159	1,608,796	35,812,955	33,774,278
	1 市 民 和	ゼ 17,485,584	724,891	18,210,475	17,267,850
	(1) 個 人 均 等 割	到 405,654	20,692	426,346	399,205
	(2) 個 人 所 得 智	日 13,154,624	671,340	13,825,964	12,952,119
	(上記のうち退職所得	分) 93,528	_	93,528	93,528
普	(3) 法 人 均 等 智	928,634	7,774	936,408	926,650
	(4) 法 人 税 智	9 2,996,672	25,085	3,021,757	2,989,876
	2 固 定 資 産 種	· 14,577,977	855,458	15,433,435	14,374,531
	(1) 純 固 定 資 産 種	Á 14,446,453	855,458	15,301,911	14,243,007
通	ア土	5,456,648	323,120	5,779,768	5,379,584
	イ家	를 6,738,906	399,049	7,137,955	6,644,363
	ウ償却資	至 2,250,899	133,289	2,384,188	2,219,060
	(2) 交 付 🤞	≥ 131,524	_	131,524	131,524
税	3 軽 自 動 車 種	513,611	28,447	542,058	504,910
	4 市 た ば こ 私	1,626,987	_	1,626,987	1,626,987
	5 特別土地保有利	ź — —	_	_	_
	(1) 保 有 /	-	_	_	_
	(2) 取 得	-	_	_	_
	(3) 遊休土地 9	-	_	_	_
	計	1,656,164	95,983	1,752,147	1,630,364
目	1 入 湯 看		435	94,796	90,562
的		1,561,803	95,548	1,657,351	1,539,802
税	(1) 土 ±	图21,035	50,229	871,264	809,474
	(2) 家	2 740,768	45,319	786,087	730,328
	国民健康保険税	5,317,787	1,926,004	7,243,791	4,832,159

入	額		収約	—————————————————————————————————————	
滞納繰越分	合 計	現年課税分	滞納繰越分	合計	前年度
(E) 千円	(F) 千円	(D)/(A)×100 %	(E)/(B)×100 %	(F)/(C)×100 %	%
429,851	35,834,493	98.73	25.21	95.39	95.20
408,331	34,182,609	98.74	25.38	95.45	95.24
205,754	17,473,604	98.75	28.38	95.95	95.67
5,904	405,109	98.46	28.53	95.06	94.55
191,547	13,143,666	98.46	28.53	95.06	94.55
_	93,528	100.00	_	100.00	100.00
1,964	928,614	99.78	25.27	99.16	99.17
6,339	2,996,215	99.78	25.27	99.16	99.17
195,748	14,570,279	98.60	22.88	94.41	94.29
195,748	14,438,755	98.59	22.88	94.36	94.24
73,934	5,453,518	98.59	22.88	94.36	94.24
91,316	6,735,679	98.59	22.88	94.36	94.24
30,498	2,249,558	98.59	22.88	94.36	94.24
_	131,524	100.00	_	100.00	100.00
6,829	511,739	98.31	24.01	94.41	94.04
_	1,626,987	100.00	_	100.00	100.00
_	_	_	_	_	_
_	_	_	_	_	_
_	_	_	_	_	-
_	_	_	_	_	_
21,520	1,651,884	98.44	22.42	94.28	94.29
358	90,920	95.97	82.25	95.91	99.58
21,162	1,560,964	98.59	22.15	94.18	93.99
11,125	820,599	98.59	22.15	94.18	93.99
10,037	740,365	98.59	22.15	94.18	93.99
281,951	5,114,110	90.87	14.64	70.60	71.65

4 市税負担状況調

	₩ /\		平成2	5年度	平成2	6年度	平成27	7年度
	区	r	税 額	伸率	税額	伸率	税額	伸 率
	市税総	額	円 145,152	% 1.8	円 148,193	% 2.1	円 148,729	% 0.4
人口一人	市民税	固人	52,671	0.7	53,495	1.6	56,241	5.1
人当たり	純 固 定 資	産 税	59,864	△ 0.1	60,490	1.0	59,916	△ 0.9
	その他 0	D 税	32,617	7.5	34,208	4.9	32,572	△ 4.8
	市税総	額	345,065	0.9	349,441	1.3	348,260	$\triangle 0.3$
一世帯当た	市民税	固 人	125,214	△ 0.2	126,141	0.7	131,692	4.4
当たり	純固定資	産 税	142,313	△ 1.1	142,635	0.2	140,298	△ 1.6
	その他の	D 税	77,538	6.5	80,665	4.0	76,270	△ 5.4

備考 税額=現年課税(調定額)/4月1日推計人口、世帯数

Ⅲ 市県民税

1 年度別納税義務者調

(1) 市民税(個人)

	区	5	分	平成 26 年 度	平成 27 年度	平成 28 年 度
合	納	税義務	者 数	115,149	115,365	116,892
	均	等割	カ み	8,158	8,296	8,209
計	所	得割(の み	0	0	0
	均	等割・所得割	割合算	106,991	107,069	108,683
	納	税義務	者 数	66,551	67,760	69,346
特	給均	等割	カ み	1,473	1,644	1,649
10	与所	得割	カ み	0	0	0
別	均	等割・所得書	引合算	65,078	66,116	67,697
úШ+	納	税義務	者数	17,460	17,267	17,945
徴	年均	等割	カ み	2,563	2,619	2,744
収	金所	得割	カ み	0	0	0
	均	等割•所得害	引合算	14,897	14,648	15,201
普	納	税義務	者数	31,138	30,338	29,601
通	均	等割。	カ み	4,122	4,033	3,816
徴	所	得割(の み	0	0	0
収	均	等割•所得害	引合算	27,016	26,305	25,785
胜. 口	リ 徴	n	給与	6,727	7,013	7,307
特另	リ 1	収 義 務 者	年金	9	10	9

備考 課税状況の調2・3表によります。

(2) 県民税(個人)

区 分	平成26年度	平成27年度	平成28年度
	人	人	人
納 税 義 務 者 数	115,145	115,370	116,914
均等割のみ	8,191	8,338	8,249
所得割のみ	0	0	0
均等割•所得割合算	106,954	107,032	108,665

備考 6月末現在の現年課税分

2 年度別課税額の調

(1) 市民税(個人)

	区			分		平	成	26	年	度	平	成	27	年	度	平	成	28	年	度
合	課	税所	得	金	額			220	,654	千円 1,131			236	,098	千円 3,162			227	,769	手円 9,610
	所	Ź	得		割			12	,383	3,005			13	,058	3,716			12	,905	,487
計	均	4	等		割				403	3,007				403	3,795				409	,196
			計					12	,786	5,012			13	,462	2,511			13	,314	,683
特	所	;	得		割			9	,462	2,727			9	,754	1,884			9	,925	,587
別 徴	均	4	等		割				280	,517				284	1,116				289	,615
収		į	計					9	,743	3,244			10	,039	9,000			10	,215	,202
普	所	:	得		割			2	,920),278			3	,303	3,832			2	,979	,900
通 徴	均	4	等		割				122	2,490				119	9,679				119	,581
収			計					3	,042	2,768			3	,423	3,511			3	,099	,481

(2) 県民税(個人)

	区	5	分	平月	戎 26	年	度	平	成	27	年	度	平	成	28	年	度			
合	課利	说 所 得	金額		220	,654	千円 ,131			236	,098	千円 ,162			227	,769	千円 ,610			
	所 得 割 8,253,165					8,703,623					8	,601	,377							
計	均	<u> </u>		均 等 割 230,290 230,740							233	,825								
		計			8	,483	,455			8	,934	,363			8	,835	,202			
特	所	得割			6	,307	,113			6,501,758			6,615,56			,567				
別徴	均	均 等 割			均 等 割				160	,289				162	,347				165	,488
収		計			6	,467	,402			6	,664	,105			6	,781	,055			
普	所	得	割		1	,946	,052			2,	,201	,865			1	,985	,810			
通徴	均	等	割			70	,001				68	,393				68	,337			
収		計			2	,016	,053			2	,270	,258			2	,054	,147			

備考 6月末現在の現年課税分

3 所得区分による課税状況

(1) 年度別所得割納税義務者数

年 度	平 成 26 年	三 度	平 成 27 年	F 度	平 成 28 年	下 度
区分	人員	構成比	人員	構成比	人員	構成比
	人	%	人	%	人	%
給 与 所 得 者	85,001	79.4	85,750	80.1	86,937	80.0
営業等所得者	4,049	3.8	4,084	3.8	4,211	3.9
農業所得者	562	0.5	513	0.5	621	0.6
その他の所得者	16,260	15.2	15,693	14.7	15,838	14.6
譲渡所得等の所得者	1,119	1.0	1,029	1.0	1,076	1.0
合 計	106,991	100.0	107,069	100.0	108,683	100.0

(2) 年度別所得割額

	年 度	平 成 26 年	三 度	平 成 27 年	三 度	平 成 28 年	F 度
区分		税 額	構成比	税 額	構成比	税 額	構成比
		千円	%	千円	%	千円	%
給 与 所	得 者	10,236,828	82.7	10,550,131	80.8	10,771,355	83.6
営 業 等 所	得 者	569,382	4.6	596,605	4.6	620,811	4.8
農業所	得 者	69,453	0.6	46,875	0.4	74,113	0.6
その他の形	斤得 者	1,023,298	8.3	948,349	7.3	966,180	7.5
譲渡所得等の	所得者	484,249	3.9	916,838	7.0	456,397	3.5
合	計	12,383,210	100.0	13,058,798	100.0	12,888,856	100.0
(平均税	率)	6.0		6.0		6.0	

備考 課税状況の調第5表~第12表によります。 ※ 構成比は端数処理の関係で合計が100.0にならない場合があります。

4 28年度課税状況調(当初)

区分	均等割の	つみを納める者	所得割のみ	を納める者
所得者区分	人員	均等割額	人員	所得割額
	人	千円	人	千円
給 与 所 得 者	3,952	13,832	0	0
営業等所得者	690	2,415	0	0
農業所得者	128	448	0	0
その他の所得者	3,439	12,037	0	0
家屋敷等のみ	0	0	0	0
合 計	8,209	28,732	0	0
平 成 27 年 度	8,296	29,037	0	0

備考 課税状況の調第2表によります。

5 28年度課税所得の状況

(1) 課稅標準段階別所得

区 分課税標準段階	納 税 義務者数	総所得金額等 (山林所得含)	先物取引に 係る雑所得	上場株式 等に係る 配当所得	分離長期 譲渡所得	分離短期 譲渡所得	株式等に係る 譲渡所得	所得合計額
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
10万円以下の金額	4,585	2,860,947	404,524	357	1,963,184	400	219,992	5,449,404
10万円超~100万円以下	37,311	49,905,155	3,869	7,679	627,315	293	180,006	50,724,317
100万円超~200万円以下	30,653	75,488,150	6,192	22,869	689,790	13,953	146,157	76,367,111
200万円超~300万円以下	16,139	60,785,773	16,773	4,679	351,733	1,965	73,589	61,234,512
300万円超~400万円以下	9,031	45,437,570	4,889	2,071	190,533	3,800	111,348	45,750,211
400万円超~550万円以下	5,349	34,246,704	9,206	6,416	137,439	2,106	76,856	34,478,727
550万円超~700万円以下	2,283	18,481,327	348	6,544	188,814	8,017	103,847	18,788,897
700万円超~1,000万円以下	1,570	15,998,374	30,222	5,095	39,692	2,820	46,230	16,122,433
1,000万円を超える金額	1,762	35,295,804	114,686	17,185	169,361	0	2,581,728	38,178,764
合 計	108,683	338,499,804	590,709	72,895	4,357,861	33,354	3,539,753	347,094,376

備考 課税状況の調第12表によります。

坟]等割と所得割を納める	者	合	計
人員	均等割額	所得割額	人 員	市民税額
人	千円	千円	人	千円
87,298	305,543	10,910,638	91,250	11,230,013
4,247	14,865	644,343	4,937	661,623
624	2,184	74,292	752	76,924
16,514	57,799	1,259,602	19,953	1,329,438
0	0	0	0	0
108,683	380,391	12,888,875	116,892	13,297,998
107,069	374,743	13,058,865	115,365	13,462,645

6 法人市民税の課税状況

(1) 年度別均等割納稅義務者数

区分	年 度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成 28 年度
資本金等の額	従業員数	社	社	社	社
1千万円以下	50人以下	5,164	5,232	5,293	5,258
1千万円以下	50人超	46	46	43	45
1千万円超1億円以下	50人以下	1,219	1,230	1,230	1,223
1千万円超1億円以下	50人超	117	113	107	106
1億円超10億円以下	50人以下	383	387	401	414
1億円超10億円以下	50人超	49	49	57	58
10億円超	50人以下	599	592	601	619
10億円超50億円以下	50人超	18	17	18	16
50億円超	50人超	52	54	47	52
合	#	7,647	7,720	7,797	7,791
伸	率	0.8 %	1.0 %	0.7 %	△ 0.1 %

備考 区分は地方税法第312条で定める区分

各年度3月31日現在の数値(未決算及び閉鎖法人を除く)

28年度は6月末現在の数値

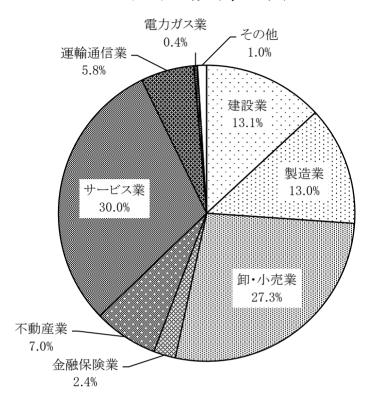
(2) 年度別調定額

					(千円)
区 分	区分		平成25年度	平成26年度	平成27年度
	税割	2,549,202	2,882,979	3,299,823	2,922,911
現年度分	均等割	928,935	938,041	944,617	914,506
	計	3,478,137	3,821,020	4,244,440	3,837,417
	税割	28,104	72,829	64,233	73,761
過年度分	均等割	11,706	16,724	14,389	14,128
	計	39,810	89,553	78,622	87,889
	税割	2,577,306	2,955,808	3,364,056	2,996,672
合 計	均等割	940,641	954,765	959,006	928,634
	計	3,517,947	3,910,573	4,323,062	3,925,306
	伸率	△ 1.9 %	11.2 %	10.5 %	△ 9.2 %

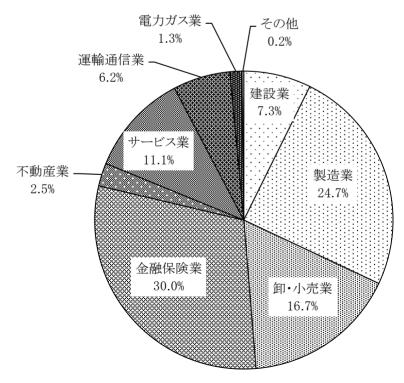
備考 調定額には、滞納繰越分は含まれていません。

(3) 平成27年度法人市民税業種別法人数、税割額構成比(現年度分)

法 人 数(7,797社)



税 割 額 (2,922,911千円)



(4) 法人市民税調定額(税割) 業種別

年度	総額	過年調定額	現年調定額				
十反	小心有只	四十帥た協	2. 子帆足镇	農業	林業	鉱業	建設業
16	10.9	△ 11.8	11.4	62.1	\triangle 2.1	1430.4	△ 14.6
	3,331,423	57,753	3,273,670	929	4,153	1,408	109,733
17	1.1	△ 13.7	1.4	△ 47.7	△ 31.1	\triangle 91.5	6.0
11	3,368,793	49,831	3,318,962	486	2,862	120	116,284
18	19.6	83.8	18.6	153.3	△ 85.1	1047.5	41.3
10	4,029,160	91,594	3,937,566	1,231	426	1,377	164,331
19	15.3	138.5	12.4	40.6	165.7	△ 71.7	8.0
13	4,644,433	218,420	4,426,013	1,731	1,132	390	177,508
20	△ 30.2	△ 68.3	△ 28.3	1.5	△ 18.1	△ 68.7	△ 12.7
20	3,243,999	69,284	3,174,715	1,757	927	122	154,930
21	△ 38.5	△ 6.8	△ 39.2	△ 81.3	△ 96.9	△ 18.9	△ 21.1
21	1,993,477	64,570	1,928,907	328	29	99	122,287
22	32.2	△ 20.0	34.0	430.5	113.8	\triangle 62.6	10.3
22	2,635,677	51,637	2,584,040	1,740	62	37	134,853
23	△ 3.3	△ 28.9	△ 2.8	△ 29.1	4112.9	1973.0	\triangle 4.5
23	2,548,934	36,719	2,512,215	1,234	2,612	767	128,759
24	1.1	△ 23.5	1.5	98.3	18.8	△ 21.4	9.0
24	2,577,306	28,105	2,549,201	2,447	3,104	603	140,356
25	14.7	159.1	13.1	6.8	△ 0.9	△ 33.5	24.5
20	2,955,809	72,830	2,882,979	2,614	3,076	401	174,705
26	13.8	△ 11.8	14.5	△ 15.1	△ 12.8	270.6	22.7
20	3,364,056	64,233	3,299,823	2,220	2,681	1,486	214,316
27	△ 10.9	14.8	△ 11.4	43.4	△ 14.9	△ 43.2	△ 0.2
41	2,996,672	73,761	2,922,911	3,184	2,282	844	213,829

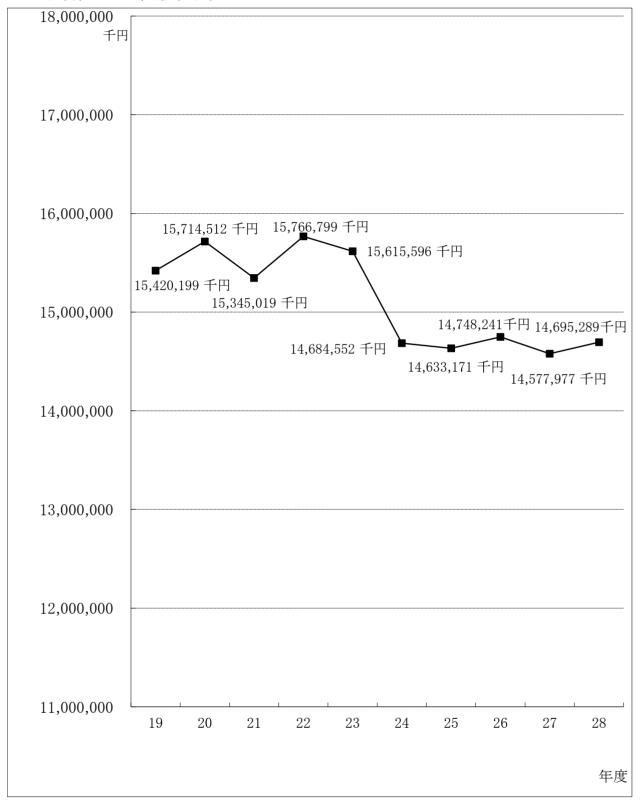
上段 前年対比伸率 % 下段 決 算 額 千円

製造業	卸小売業	金融業	不動産業	運 輸 通 信 業	電 力 ガス業	サービス業
25.2	△ 1.2	38.9	△ 17.0	△ 16.4	41.1	△ 4.3
1,135,967	673,716	494,784	52,694	177,934	198,252	423,980
△ 13.3	△ 0.7	42.4	\triangle 4.8	50.7	\triangle 1.2	△ 23.0
985,041	668,972	704,521	50,144	268,090	195,840	326,495
32.9	19.2	11.1	18.7	20.4	△ 18.8	4.0
1,309,172	797,302	782,734	59,511	322,756	159,093	339,533
13.2	△ 6.0	17.3	110.6	△ 3.9	7.5	44.1
1,482,424	749,130	917,819	125,358	310,041	171,061	489,319
△ 38.4	△ 7.0	△ 35.6	△ 30.4	△ 19.1	△ 47.8	△ 20.5
912,892	696,562	591,218	87,220	250,825	89,241	388,940
△ 33.0	△ 41.6	△ 61.2	△ 26.0	△ 25.1	△ 45.4	△ 33.9
611,387	406,841	229,569	64,568	187,758	48,736	257,243
37.4	34.6	55.0	0.5	△ 10.4	224.9	21.5
839,970	547,490	355,719	64,887	168,235	158,338	312,664
11.2	7.5	△ 18.1	△ 23.9	△ 27.9	△ 48.9	0.2
933,861	588,605	291,467	49,361	121,277	80,881	313,358
△ 15.0	4.5	33.1	31.1	70.5	△ 54.0	△ 5.0
793,623	614,901	387,830	64,713	206,779	37,183	297,642
△ 1.8	△ 4.5	75.3	2.1	15.3	△ 33.4	9.7
779,254	587,368	679,853	66,101	238,313	24,753	326,530
24.2	11.0	23.0	17.3	△ 18.3	△ 0.4	△ 0.1
967,961	652,043	836,112	77,557	194,592	24,650	326,205
△ 25.4	△ 25.3	5.2	△ 6.9	△ 7.1	51.3	△ 0.7
721,944	487,311	879,443	72,192	180,736	37,294	323,852

備考 現年調定額と表内業種合計額の差はその他業種によるもの。

IV 固定資産税

1 固定資産税の年度別調定額



- (注) 1 28年度は7月末調定の数値
 - 2 調定額は、純固定資産税と交付金の合計

2 固定資産税の区分別調定額の調

(1) 純固定資産税

	区	分	平成 25 年度	平成 26 年 度	平成 27 年度	平成28年度
課	土	地	404,473,803千円	402,209,396千円	396,013,300千円	396,178,614千円
税	家	屋	490,215,330	499,619,699	489,072,452	497,679,054
標準額	償	却 資 産	158,088,437	158,581,841	163,357,776	164,685,541
領		計	1,052,777,570	1,060,410,936	1,048,443,528	1,058,543,209
1	脱	額	14,502,878	14,619,133	14,446,453	14,559,918
र्ने	納 税	義務者	92,386人	91,271人	91,903人	91,714人

⁽注) 1 28年度課税標準額及び税額は7月末調定の数値

(2) 交付金

区	分	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
算 定	標準額	9,306,668千円	9,222,055千円	9,394,637千円	9,669,458千円
税	額	130,293	129,108	131,524	135,371
納税	義務者	16人	16人	16人	16人

(3) 固定資産税合計

区 分	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
課税標準額	1,062,084,238千円	1,069,632,991千円	1,057,838,165千円	1,068,212,667千円
税額	14,633,171	14,748,241	14,577,977	14,695,289

² 調定額は滞納繰越分は含まれていません。

3 土地の概要

区分	年度	合 計	田	畑	宅 地
地 積	26	205,561	49,516	33,342	39,157
(千㎡)	27	203,561	49,447	33,202	39,257
	28	203,673	49,327	32,065	39,408
評 価 額	26	(402,326,091) 1,040,972,573	(14,259,884) 34,442,574	(8,709,913) 32,781,034	(329,314,167) 901,913,532
()内は 課税標準額	27	(396,159,128) 1,032,093,860	(14,261,117) 34,511,893	(8,832,642) 35,860,031	(324,111,191) 891,554,817
(千円)	28	(396,195,515) 1,031,316,959	(14,263,008) 33,599,563	(8,939,477) 34,714,872	(323,867,895) 892,640,859
筆数	26	364,509	42,082	47,911	221,231
(筆)	27	365,853	41,985	47,792	222,688
	28	367,564	41,771	45,726	224,354
提示平均価額	26		140	48	23,348
	27		140	47	23,006
(円/m²)	28		140	48	22,932
平均価格	26	4,774	140 (223)	48 (83)	22,928 (225,530)
()内は	27	4,779	140 (169)	47 (83)	22,593 (218,590)
最高価格 (円/㎡)	28	4,774	140 (169)	48 (83)	22,533 (213,240)

備考 1 この数値は法定免税点以上のものです。(平均価格を除く) 2 田、畑、山林の平均価格は、一般田、一般畑、一般山林の数値

³ 各年度とも概要調書の数値

鉱泉地	池 沼	山 林	原 野	雑 種 地
0.488	3,716	65,050	9,626	5,154
0.488	3,715	63,118	9,581	5,241
0.478	3,715	64,389	9,425	5,344
(75,168) 75,168	(104,039) 119,214	(1,524,777) 1,630,007	(454,770) 562,080	(47,883,373) 69,448,964
(70,045) 70,045	(103,849) 118,943	(1,473,514) 1,570,170	(442,945) 542,475	(46,863,825) 67,865,486
(69,780) 69,780	(103,850) 118,944	(1,487,319) 1,577,447	(415,942) 506,235	(47,048,244) 68,089,259
36	352	29,215	11,920	11,762
36	352	29,247	11,874	11,879
35	352	31,675	11,578	12,073
		20		
		20		
		20		
154,033 (2,226,888)	32 (9,451)	20 (35)	54 (42,116)	13,458 (188,000)
143,535 (1,979,456)	32 (9,327)	20 (35)	52 (41,500)	12,924 (180,000)
145,983 (1,979,456)	32 (9,327)	20 (35)	49 (41,500)	12,717 (175,000)

4 家屋の概要

区 分	年 度	棟数	床 面 積
	26	120,177	18,160 fm²
総数	27	120,406	18,238
	28	120,809	18,249
	26	85,454	9,682
木 造	27	85,640	9,734
	28	85,774	9,777
	26	34,723	8,478
非 木 造	27	34,766	8,504
	28	35,035	8,472

備考 1 この数値は法定免税点以上のものです。

5 償却資産の概要

区	分	年度	決 定 価 格
		26	159,584,874 千円
総	数	27	164,285,542
		28	168,743,775
		26	26,346,674
構築	物	27	26,327,143
		28	27,340,786
		26	50,498,409
機械及び	装 置	27	56,525,640
		28	60,613,388
		26	2,027
船	舟白	27	3,365
		28	6,603
		26	161,708
航空	機	27	206,911
		28	124,664
		26	624,178
車両及び運	搬具	27	648,055
		28	869,167
		26	23,419,185
工 具 器 具 及 び	備品	27	22,919,957
		28	23,890,751
		26	58,532,693
法 第 389 条 関 係 分(配 分)	27	57,654,471
		28	55,898,416

備考 1 この数値は法定免税点以上のものです。

² 各年度とも概要調書の数値

² 各年度とも概要調書の数値

評 価 額	平均価格
500,842,672 千円	㎡当り 27,580円
490,243,448	26,880
498,457,635	27,313
163,070,148	16,842
159,570,186	16,393
164,854,887	16,861
337,772,524	39,843
330,673,262	38,885
333,602,748	39,376

	課税標準	額の内訳
課税標準額	課税標準の特例規定の 適用を受けるもの(ア)	(ア)以外のもの
157,383,051 千円	2,129,943 千円	97,248,241 千円
161,214,430	3,719,723	100,386,391
164,423,883	6,506,167	102,485,329
25,841,348	312,366	25,528,982
25,811,247	413,081	25,398,166
26,832,688	416,088	26,416,600
49,375,085	1,742,528	47,632,557
54,556,498	3,232,024	51,324,474
57,306,450	6,019,519	51,286,931
2,027	0	2,027
3,365	0	3,365
6,603	0	6,603
161,708	0	161,708
206,911	0	206,911
124,664	0	124,664
624,107	107	624,000
648,004	77	647,927
869,167	0	869,167
23,373,909	74,942	23,298,967
22,877,089	74,541	22,805,548
23,851,924	70,560	23,781,364
58,004,867	_	_
57,111,316	_	<u> </u>
55,432,387	<u> </u>	_

6 年度別新增分家屋

		区 分	平 成 26 年 度	平 成 27 年 度	平 成 28 年 度
	専	棟 数 (棟)	885	862	781
	用住	床 面 積(㎡)	104,507	99,812	91,050
木造家屋	住宅	決定価格(千円)	5,049,761	5,304,589	4,850,843
家屋	そ	棟 数 (棟)	118	113	119
	0)	床 面 積(㎡)	18,599	17,728	20,306
	他	決定価格(千円)	790,922	836,623	963,667
木造	家	棟 数 (棟)	342	287	304
以外		床 面 積(m²)	81,467	90,115	70,218
クト	屋	決定価格(千円)	6,276,483	7,043,043	5,874,374
É	<u></u>	棟 数 (棟)	1,345	1,262	1,204
		床 面 積(m²)	204,573	207,655	181,574
Ī	計	決定価格(千円)	12,117,166	13,184,255	11,688,884

備考 各年度とも概要調書の数値

7 年度別減少分家屋

		区分	平	成	26	年	度	平	成	27	年	度	平	成	28	年	度
	専	棟 数 (棟)					727					652					618
	用住	床 面 積(m²)				6	0,782				4	6,435				4	6,840
木造	住宅	決定価格(千円)				55	2,068				37	5,413				41	8,939
木造家屋	そ	棟 数 (棟)					448					413					391
	0)	床 面 積(m²)				29	9,386				2	0,138				2	1,952
	他	決定価格(千円)				12'	7,543				10	8,435				12	5,984
木造	家	棟 数 (棟)					290					331					329
以以		床 面 積(m²)				4'	7,231				6	3,050				9	2,502
外の	屋	決定価格(千円)				1,45	2,851				1,39	4,513				2,84	0,508
É	<u></u>	棟 数(棟)					1,465					1,396					1,338
		床 面 積(m²)				13'	7,399				12	9,623				16	1,294
言	计	決定価格(千円)				2,13	2,462				1,87	8,361				3,38	5,431

備考 各年度とも概要調書の数値

V 諸税・その他

1 市たばこ税

	区	分		平	成	25	年	度	平	成	26	年	度	平	成	27	年	度
消	費	本	数			339	,950	千本			3	322,55	0 千本			3	15,986	6 千本
調	兌	₹	額		1	,736	,000	千円			1,6	62,33	3 千円			1,62	26,987	7 千円

2 特別土地保有税

土地投機の抑制及び土地供給の促進を目的として、昭和48年度に創設。平成15年度より課税停止。

3 入湯税

	区	分		平	成	25	年	度	7	平	成	26	年	度	平	成	27	年	度
課	税	人	員			757	,052	人				7	769,30	9 人			7	71,819	9 人
調	兌	₹	額			92	,755	千円					93,03	5 千円			Ç	94,361	千円

4 都市計画税

⊵	区 分	平 成 26 年 度	平 成 27 年 度	平 成 28 年 度
課標	土地	413,775,215 千円	412,968,113 千円	415,201,543 千円
準	家 屋	369,538,489 千円	372,594,448 千円	379,477,226 千円
税額	計	783,313,704 千円	785,562,561 千円	794,678,769 千円
調	定額	1,557,617 千円	1,561,803 千円	1,579,647 千円
納税	義務者数	55,196 人	58,217 人	58,353 人

備考 28年度課税標準額及び税額は7月末調定の数値

5 国民健康保険税

	区	分		平	成	26	年	度	平	成	27	年	度	平	成	28	年	度
調	定	<u> </u>	額		5	,508	,847	千円			5	,304,80	6 千円			5,9	62,876	6 千円
						36	,560	世帯				36,09	5 世帯				35,317	7 世帯
				7割軽減対	象世帯数	8	,960	世帯	7割軽泊	咸対象世帯	:数	9,04	3 世帯	7割軽	咸対象世権		8,927	7 世帯
				5割軽減対	象世帯数	4	,563	世帯	5割軽)	咸対象世帯	:数	5,00	5 世帯	5割軽	咸対象世権		4,986	6 世帯
				2割軽減対	象世帯数	4	,056	世帯	2割軽泊	載対象世帯	·数	4,01	6 世帯	2割軽	咸対象世帯		4,044	1 世帯

備考 各年度とも当初調定の数値

6 軽自動車税

					賦 課 期	1 日 現 7	生台数	非課税	課税免除	差引課税台数	
	区		分	年度	一 般	官公署		(官公署)(2)	減免等 (3)	(1)-(2)-(3)	調定額
				26	99,577 台	469 台	100,046 台	469 台	1,314 台	98,263 台	502,423 千円
	総		数	27	100,665	474	101,139	474	1,390	99,275	513,957
	,,		<i>,,</i> ,	28	101,010	459	101,469	459	1,485	99,525	616,301
				26	11,650	46	11,696	46	25	11,625	11,625
		500	c以下	27	11,038	46	11,084	46	33	11,005	11,005
原				28	10,394	41	10,435	41	43	10,351	20,702
動		50)cc超	26	1,034	21	1,055	21	2	1,032	1,238
機			c以下	27	946	20	966	20	3	943	1,132
付			~ .	28	875	17	892	17 12	5	870	1,740
自)cc超	26 27	1,224 1,298	12 14	1,236 1,312	12 14	0 1	1,224 1,297	1,958 2,075
転		125	cc以下	28	1,350	14	1,364	14	4	1,346	3,230
車				26	155	0	155	0	0	155	388
	3	: =	カー	27	152	1	153	1	Ö	152	380
				28	147	1	148	1	0	147	544
		=	輪車	26	3,354	8	3,362	8	1	3,353	8,047
			25cc超	27	3,332	8	3,340	8	0	3,332	7,997
		250	cc以下)	28	3,299	8	3,307	8	0	3,299	11,876
		_	#> +	26	4	0	4	0	0	4	12
		三	輪車	27	4	0	4	0	0	4	12
	-			28 26	0	0	0	0	0	0	0
			輪車	27	0	0	0	0	0	0	0
		(新	税率)	28	0	0	0	0	0	0	0
		_	±\(\dagger \d	26	_	_	_	-	_	_	_
	Ι,		輪車	27	-	_	_	_	_	_	_
	,	里	課税率)	28	3	0	3	0	0	3	14
		三	輪車	26	-	_	_	_	-	-	_
			%軽課)	27	-	_	_	_	_	_	_
			121914)	28	0	0	0	0	0	0	0
		\equiv		26 27	_	_	_	_	_	_	_
+77		(50°)	%軽課)	28	0	0	0	0	0	0	0
軽		_	+^ +	26			_	_	_		
			輪車	27	_	_	_	_	_	_	_
自		(25	%軽課)	28	0	0	0	0	0	0	0
				26	3	0	3	0	0	3	17
		-	営業用	27	3	0	3	0	0	3	17
動		乗用		28	4	0	50,000	0	0	4	22
		用	自家用	26 27	52,116 52,001	92 91	52,208	92 91	994	51,122 52,837	368,078 380,426
			口豕用	28	53,901 42,459	91 68	53,992 42,527	68	1,064 873	52,837 41,586	380,426 299,419
車				26	586	0	586	0	5	581	1,743
	兀	15	営業用	27	574	0	574	0	7	567	1,701
		貨物		28	392	0	392	0	5	387	1,161
		用用		26	22,385	248	22,633	248	287	22,098	88,392
		Л	自家用	27	22,329	255	22,584	255	282	22,047	88,188
	輪			28	12,696	175	12,871	175	181	12,515	50,060
			営業用	26 27	_	_	_	_	_	-	_
		乗	(新税率)	27 28	0	0	0	0 0	0	0	0
	١.	田	* * -	26		_		-	-	-	
	車	7 13	自家用	27	1	0	1	0	0	1	11
			(新税率)	28	469	1	470	1	11	458	4,946
			営業用	26	-	_	_	-	_	_	_
		貨	百 未 (新税率)	27	0	0	0	0	0	0	0
		物	0010017	28	18	0	18	0	0	18	68
		用	自家用	26 27	-	_	_	_ 0	-	- 0	_
			(新税率)	27 28	0 760	0 10	0 770	0 10	0 8	0 752	0 3,760
				40	100	10	110	10	0	194	J,100

備考 課税状況の調第33表によります。

					賦課其	明日現 7 日 現 7	左 台 数	非課税	課税免除	差引課税台数	
	X	•	分	年度	一般	官公署	計 (1)	(官公署)(2)	減免等 (3)	(1)-(2)-(3)	調定額
			営業用	26	- 台	- 台	- 台	- 台	- 台	- 台	- 千円
		乗	(重課税率)	27 28	0	0	0	0	0	0	0
		用	自家用	26	_	_	_	_	_	_	_
			(重課税率)	27 28	9,063	- 17	9,080	- 17	213	- 8,850	- 114,165
			営業用	26	-	-	-	_	-	-	-
		貨	(重課税率)	27 28	- 122	0	- 122	- 0	_ 2	120	- 540
軽		物用	自家用	26	-	-	_	_	_	-	-
自) 13	(重課税率)	27 28	- 8,437	- 57	- 8,494	- 57	95	- 8,342	50,052
			営業用	26	-	-	-	-	-	-	-
動		乗	(75%軽課)	27 28	_	-	_ 0	_	-	-	_ 0
車		用用	白字田	26	0 -	0 –		0 -	0 -	0 –	<u>0</u> –
			自家用 (75%軽課)	27	-	_	_	_	_	- 1	<u> </u>
	四		冶	28 26	I	0 –	1 –	0 -	0 -	1 -	3 -
小		貨	営業用 (75%軽課)	27	_	_	_	_	_	_	_
型		物	4 4 8	28 26	0	0	<u> </u>	0 -	0 -	0 -	0
主		用	自家用 (75%軽課)	27	-	_	_	_	_	_	-
特	輪			28 26	1 –	0	<u> </u>	0	0	1 –	1
殊		_	営業用 (50%軽課)	27	-	_	_	_	_	-	_
		乗用		28 26	0	0	0	0	0	0	0
自) 13	自家用 (50%軽課)	27	-	_	_	_	_	-	-
動	車		(50 /0程脈)	28 26	1,261	1	1,262	1	17	1,244	6,718
±		貨	営業用 (50%軽課)	27	_	_	_	_	_	_	_
車		物物	(30 /0 軽味)	28	0	0	0	0	0	0	0
		用	自家用	26 27	_	_	_	_	_ _	_	_
_			(50%軽課)	28	0	0	0	0	0	0	0
_			営業用	26 27	_	_	_		_	-	-
輪		乗	(25%軽課)	28	0	0	0	0	0	0	0
の		用	自家用	26 27	_	_			_ _		-
			(25%軽課)	28	1,948	1	1,949	1	26	1,922	15,568
小		1.0	営業用	26 27	_	_	_	_ _	_ _	_	- -
型		貨物	(25%軽課)	28	17	0	17	0	0	17	49
自		用用	自家用	26 27	_	-	_			_	_
			(25%軽課)	28	199	7	206	7	1	198	752
動		雪	上 用	26 27	3 3	0	3	0	0	3 3	7 7
車		= 	т ж	28	2	0	2	0	0	2	7
		曲	計 用	26	3,175	5	3,180	5	0	3,175	5,080
		辰		27 28	3,179 3,223	6 6	3,185 3,229	6 6	0	3,179 3,223	5,086 7,735
		力	型特殊	26	408	11	419	11	0	408	1,918
			その他)	27 28	428 447	11 12	439 459	11 12	0	428 447	2,012 2,637
İ		_	-輪小型	26	3,480	26	3,506	26	0	3,480	13,920
			250cc超)	27 28	3,477 3,423	22 23	3,499 3,446	22 23	0	3,477 3,422	13,908 20,532

7 利子割交付金

	区		分		平	成	25	年	度	平	成	26	年	度	平	成	27	年	度
長	野	県	全	体			519,	376	千円			507,	582	千円		4	416,9	946	千円
	松	本		市			67,	783	千円			66,	391	千円			54,	576	千円
	按 分	率 3月 8月	$ \sim 7$ $ \sim 2$				13.0 13.0	0255 8372				13.0 13.0					13.0 13.1		

8 配当割交付金

	区		分		平 成 25 年 度	平 成 26 年 度	平 成 27 年 度
長	野	県	全	体	762,560 千日	1,442,580 千円	1,163,951 千円
	松	本	:	市	99,640 千月	188,674 千円	152,421 千円

備考 16年度から交付(按分率は利子割交付金と同)

9 株式等譲渡所得割交付金

	区		分		平	成 25	年	度	平	成	26	年	度	平	成	27	年	度
長	野	県	全	体		1,285	,947	千円		1,	096,	810 =	千円		1,	195,4	460	千円
	松	本	:	市		168	,249	千円			143,	441	千円			156,6	313 ⁻	千円

備考 16年度から交付(按分率は利子割交付金と同)

10 ゴルフ場利用税交付金

区		分	平	成	25	年	度	平	成	26	年	度	平	成	27	年	度
交	付	金			31,	295	千円			29,	902	千円			31,	399	千円

11 口座振替納付の状況調(平成27年度振替済分)

合計税目	口 座 振	替 合 計	全調 定に対する割合
市県民税	件数(人数)	43,066 件	31.7 %
(普通徴収)	税 額	3,031,596 千円	48.9 %
固定資産税	件数(人数)	195,525 件	53.3 %
都市計画税	税 額	8,545,058 千円	50.6 %
軽自動車税	件数(人数)	23,405 件	23.4 %
(全期)	税 額	105,090 千円	20.3 %

期別税目	1 ‡	2	期		3 期			4	期		
市県民税	12,755	件		10,421	件		9,854	件		10,036	件
(普通徴収)	935,731	千円		697,639	千円	(691,660	千円		706,566	千円
固定資産税	55,454	件		47,114	件		46,424	件		46,533	件
都市計画税	2,883,790	千円		1,889,509	千円	1,8	881,640	千円	1	,890,119	千円
軽自動車税	23,405	件									
(全期)	105,090	千円									

合計税目	П	座振	替	合	計		全調 定に対する割合
国民健康 保 険 税	件梦	数(人数)			123,465	件	49.0 %
(普通徴収)	税	額		2	,596,089	千円	54.9 %

期別税目	1 期	2 期	3 期	4 期	5 期	6 期	7 期	8 期	9 期
国民健康 保 険 税	14,720 件	14,516	14,408	13,507	13,439	13,399	13,332	13,211	12,933
(普通徴収)	310,574 千円	301,005	298,757	283,226	282,527	282,383	281,029	280,102	276,486

12 市税の徴収に要する経費

			区			/	分			平成25年	度	平成26年	度	平成27年	度
				1	市				税	35,089,719	千円	35,857,820	千円	35,834,493	千円
税	収	入	額	2	個	人	県	民	税	8,418,657		8,587,292		8,991,568	
				3			計			43,508,376		44,445,112		44,826,061	
				4	基		本		給	300,025		314,480		314,348	
				5	諸		手		当	176,103		188,709		189,852	
					(1)	超 ì	過 勤	務 手	当	22,058		27,031		17,754	
	人	件	費		(2)	税系	务 特	別手	当	45		40		25	
市					(3)	その	り他	の手	当	154,000		161,638		172,073	
税及				6	そ		Ø		他	129,696		134,935		134,819	
び個				7	小				計	605,824		638,124		639,019	
人				8	旅				費	643		653		671	
県民税	需	用	費	9	賃				金	5,296		4,916		5,428	
に	Ifit	Л	貝	10	そ		\mathcal{O}		他	325,806		397,171		382,285	
係る				11	小				計	331,745		402,740		388,384	
る徴税費				12	前糸	内報:	奨 金	・その)他	60		69		79	
費	報及で	奨 バこわ	金	13	納移	的貯量	蓄組	合補具	力金	0		0		0	
		トる経		14	納	税	報	跫 金	等	0		0		0	
				15	小				計	60		69		79	
	そ	の	他	16	そ		Ø		他	140,135		154,537		190,854	
		1	17	合				計		1,077,764		1,195,470		1,218,336	
				18	納税	通知	書 数	による	金 額	_		_		-	
				19	納税	義務	者数	による	金額	345,324		347,127		347,742	
	県巨	已税		20				くる金		-		_		-	
	收収耳			21				说以前の よる金		405		343		160	
				22				譲渡所? 寸•充当		1,765		5,309		5,654	
				23	合				計	347,494		352,779		353,556	
24	市	税	に	係	る 徴	収	費	(17-	23)	730,270		842,691		864,780	
市稅	色及び	が個人	、県巨	そ税!	こ係る	徴税;	経費(百円当	たり)	2.5	円	2.7	円	2.7	円
市;	税に	. 係	る行	徴 秒	总 経	費	(百	円当力	こり)	2.1	円	2.4	円	2.4	円

備考 各年度とも課税状況の調第39表によります

県民税徴収取扱費は平成20年度から納税義務者数により算定

¹² 納期前納付の報奨金は平成14年度から廃止

13 証明・閲覧に関する調

(1) 平成28年度証明閱覧手数料

区分	手	数料	備考
租税・公課に関する証明	1件	300円	1税目、1年度ごとを1件とする。
固定資産課税台帳(名寄帳)の閲覧	1回	300円	納税義務者、1年度ごとを1回とする。
固定資産課税台帳(名寄帳)の交付	1枚	300円	1枚増すごとに100円加算
土地・家屋に関する証明	1筆 1棟	各300円	1筆、1棟を増すごとに50円加算
償却資産に関する証明	1枚	300円	
住宅用家屋証明	1件	1,300円	
土地台帳の閲覧	_	_	平成28年度から廃止
土地図面の閲覧・複写交付	1件	300円	複写は1枚増すごとに100円加算

備考「租税・公課に関する証明」中の「所得及び税額証明」について、コンビニ交付の場合は1件250円

(2) 税証明取扱状况

(単位 件)

									(1124117
種別	所得及び	営業証明	納税証明	納税証明	資産に関する証明			登記用	合 計
年度	税額証明	(法人)	(一般)	(車検用)	(土地・家屋等)		中中皿 7	通 知	
25	45,874	481	9,940	9,273	9,532	·	0	11,312	102,760
20	(9,349)	101	0,010	0,210	(785)	(569)	V	11,012	102,100
26	52,287	451	7,439	9,086	9,488	18,445	0	12,677	109,873
20	(10,575)	101	1,100	3,000	(635)	(923)		12,011	103,013
27	54,553	439	8,365	9,365	8,949	14,757	0	11,656	108,084
21	(11,233)	439	0,300	9,303	(862)	(901)	0	11,000	100,004

備考「所得及び税額証明」「資産に関する証明」の()は内数で無料件数を表示

(3) 閲覧及び交付状況

(単位 件)

			(平匹 117
年度 区分	平 成 25 年 度	平 成 26 年 度	平 成 27 年 度
土地・課税台帳の閲覧	764	678	690
土地図面の閲覧及び複写交付	1,426	1,266	1,350

備考 (2)・(3) 証明発行月報 全窓口集計による。

税目	\ 	 《分	/	/	年度	26
			色	専	従 ネ	
	入	_	色			最高限度額 配偶者 860,000円 その他 500,000円
	より			-11-	最低	
	控除	給与	所得	导控[盆	
	INV	Ja 1/.				2,450,000円(給与収入15,000,000円超)
		雑				総所得金額等の10%を超える損失の額と損失の額のうち災害関連支出額の5万円を越える額とのどちらか多い額
		医		療		常総所得金額等の5%又は10万円のいずれか低い額を超える支払医療費額
		社		保		支払った金額の全額
		小共	規 済	模等		小規模企業共済制度や心身障害者扶養共済制度などにもとづいて支払った掛金
	所					(1)旧契約(平成23年12月31日以前に契約) (1) 15,000円以下 支払保険料の全額 (2) 15,000円以下 (3) 15,000円以下 (4) 17,000円以下 (4) 17,000円以下 (5) 15,000円以下 (6) 15,000円以下 (7) 17,000円以下 (7) 17,00
	וללו					- ・一般生命保険 (2) 15,000円を超え40,000円まで 支払保険料×1/2+7,500円 ・個人年金保険 (3) 40,000円を超え70,000円まで 支払保険料×1/4+17,500円
						それぞれで計算 (4) 70,000円を超える場合 一律35,000円
	得	生色	命 保	: 険 🖟	4 控 🖟	(2)新契約(平成24年1月1日以降に契約) (1) 12,000円以下 支払保険料の全額 ・一般生命保険 (2) 12,000円を超え32,000円まで 支払保険料×1/2+6,000円
	14					・個人年金保険 (3) 32,000円を超え55,000円まで 支払保険料×1/4+14,000円
						・介護医療保険 (4) 56,000円を超える場合 一律28,000円
	+ote:					それぞれで計算 各保険料控除全体での控除適用限度額 (新・旧契約ともに)70,000円
Щ	控	144	震	/ ₽	7个 业	体験性性原生性での控除適用限度観 (利・旧笑約ともに) 10,000円 地震保険契約 最高25,000円、旧長期損害保険契約 最高10,000円 両方ある場合 最高25,000円
		地				
	rΔ.	障	•	寡		障・寡・勤 各々 260,000円 (特別障害者は300,000円、同居特別障害者は530,000円、特別寡婦は300,000円)
	除	扶			扶着	
		養			人扶	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
			同 居		等扶	Toolean 1 (E) Control of the Contro
		配		偶	1	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
		配	偶	者		配偶者の所得により30,000円~330,000円
		基			Ti,	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
						前年中の総所得金額等が35万円×(控除対象配偶者+扶養親族数+年少扶養数+1)+32万円(扶養のあるときのみ)を超える人 ・税率は一律6% ・分離課税(譲渡所得等)は別計算となります。
				· 得 ·		
民		/III				• 調 教 投 年
		個	所	祥	事 售	・調整控除
		旭	所	得	事 售	・調整控除
	税	人	所	得	事	1 合計課税所得金額が200万円以下の方は、次の①と②のいずれか小さい額の3%
	税		所	4	計	1 合計課税所得金額が200万円以下の方は、次の①と②のいずれか小さい額の3% ①所得税と市県民税の人的控除額の差額の合計 ②合計課税所得金額
	税		所均	福		1 合計課税所得金額が200万円以下の方は、次の①と②のいずれか小さい額の3% ①所得税と市県民税の人的控除額の差額の合計 ②合計課税所得金額 2 合計課税所得金額が200万円超の方は、①の金額から②の金額を控除した金額(5万円未満の場合は5万円)の3%
	税				字	1 合計課税所得金額が200万円以下の方は、次の①と②のいずれか小さい額の3% ①所得税と市県民税の人的控除額の差額の合計 ②合計課税所得金額 2 合計課税所得金額が200万円超の方は、①の金額から②の金額を控除した金額(5万円未満の場合は5万円)の3% ①所得税と市県民税の人的控除額の差額合計 ②合計課税所得金額から200万円を控除した金額
	税		均		字	1 合計課税所得金額が200万円以下の方は、次の①と②のいずれか小さい額の3% ①所得税と市県民税の人的控除額の差額の合計 ②合計課税所得金額 2 合計課税所得金額が200万円超の方は、①の金額から②の金額を控除した金額(5万円未満の場合は5万円)の3% ①所得税と市県民税の人的控除額の差額合計 ②合計課税所得金額から200万円を控除した金額 3,500円(合計所得金額が31万5千円×(控除対象配偶者+扶養親族数+年少扶養数+1)+18万9千円(扶養のあるときのみ)を超える人)
	税	人	均		字	1 合計課税所得金額が200万円以下の方は、次の①と②のいずれか小さい額の3% ①所得税と市県民税の人的控除額の差額の合計 ②合計課税所得金額 2 合計課税所得金額が200万円超の方は、①の金額から②の金額を控除した金額(5万円未満の場合は5万円)の3% ①所得税と市県民税の人的控除額の差額合計 ②合計課税所得金額から200万円を控除した金額 3,500円(合計所得金額が31万5千円×(控除対象配偶者+扶養親族数+年少扶養数+1)+18万9千円(扶養のあるときのみ)を超える人) ・資本金等の額が1億円未満の法人13.9% ・資本金等の額が1億円以上の法人14.7% 資本金等の額 従業員数 (1) 1千万円以下 50人以下 50,000円
	税		均		字	1 合計課税所得金額が200万円以下の方は、次の①と②のいずれか小さい額の3% ①所得税と市県民税の人的控除額の差額の合計 ②合計課税所得金額 2 合計課税所得金額が200万円超の方は、①の金額から②の金額を控除した金額(5万円未満の場合は5万円)の3% ①所得税と市県民税の人的控除額の差額合計 ②合計課税所得金額から200万円を控除した金額 3,500円(合計所得金額が31万5千円×(控除対象配偶者+扶養親族数+年少扶養数+1)+18万9千円(扶養のあるときのみ)を超える人) ・資本金等の額が1億円未満の法人13.9% ・資本金等の額が1億円以上の法人14.7% 資本金等の額 従業員数 (1) 1千万円以下 50人以下 50,000円 (2) 1千万円以下 50人超 120,000円
		人	均		字	1 合計課税所得金額が200万円以下の方は、次の①と②のいずれか小さい額の3% ①所得税と市県民税の人的控除額の差額の合計 ②合計課税所得金額 2 合計課税所得金額が200万円超の方は、①の金額から②の金額を控除した金額(5万円未満の場合は5万円)の3% ①所得税と市県民税の人的控除額の差額合計 ②合計課税所得金額から200万円を控除した金額 ③ 3,500円 (合計所得金額が31万5千円×(控除対象配偶者+扶養親族数+年少扶養数+1)+18万9千円(扶養のあるときのみ)を超える人) ・資本金等の額が1億円未満の法人13.9% ・資本金等の額が1億円以上の法人14.7% 資本金等の額 従業員数 (1) 1千万円以下 50人以下 50,000円 (2) 1千万円以下 50人超 120,000円 (3) 1千万円超1億円以下 50人以下 130,000円
	税率	人	均税	4	皇	1 合計課税所得金額が200万円以下の方は、次の①と②のいずれか小さい額の3% ①所得税と市県民税の人的控除額の差額の合計 ②合計課税所得金額 2 合計課税所得金額が200万円超の方は、①の金額から②の金額を控除した金額(5万円未満の場合は5万円)の3% ①所得税と市県民税の人的控除額の差額合計 ②合計課税所得金額から200万円を控除した金額 3,500円(合計所得金額が31万5千円×(控除対象配偶者+扶養親族数+年少扶養数+1)+18万9千円(扶養のあるときのみ)を超える人) 「資本金等の額が1億円未満の法人13.9% ・資本金等の額が1億円以上の法人14.7% 資本金等の額 従業員数 (1) 1千万円以下 50人以下 50,000円 (2) 1千万円以下 50人以下 130,000円 (3) 1千万円超1億円以下 50人以下 130,000円 (4) 1千万円超1億円以下 50人以下 160,000円
		人 法	均		皇	1 合計課税所得金額が200万円以下の方は、次の①と②のいずれか小さい額の3% ①所得税と市県民税の人的控除額の差額の合計 ②合計課税所得金額 2 合計課税所得金額が200万円超の方は、①の金額から②の金額を控除した金額(5万円未満の場合は5万円)の3% ①所得税と市県民税の人的控除額の差額合計 ②合計課税所得金額から200万円を控除した金額 3,500円(合計所得金額が31万5千円×(控除対象配偶者+扶養親族数+年少扶養数+1)+18万9千円(扶養のあるときのみ)を超える人) ・資本金等の額が1億円未満の法人13.9% ・資本金等の額が1億円以上の法人14.7% 資本金等の額 従業員数 (1) 1千万円以下 50人以下 50,000円 (2) 1千万円以下 50人超 120,000円 (3) 1千万円超1億円以下 50人以下 130,000円 (4) 1千万円超1億円以下 50人以下 150,000円 (5) 1億円超10億円以下 50人以下 160,000円 (6) 1億円超10億円以下 50人以下 160,000円
税		人	均税	4	皇	1 合計課税所得金額が200万円以下の方は、次の①と②のいずれか小さい額の3% ①所得税と市県民税の人的控除額の差額の合計 ②合計課税所得金額 2 合計課税所得金額が200万円超の方は、①の金額から②の金額を控除した金額(5万円未満の場合は5万円)の3% ①所得税と市県民税の人的控除額の差額合計 ②合計課税所得金額から200万円を控除した金額 3,500円(合計所得金額が31万5千円×(控除対象配偶者+扶養親族数+年少扶養数+1)+18万9千円(扶養のあるときのみ)を超える人) 「資本金等の額が1億円未満の法人13.9% ・資本金等の額が1億円以上の法人14.7% 資本金等の額 従業員数 (1) 1千万円以下 50人以下 50,000円 (2) 1千万円以下 50人超 120,000円 (3) 1千万円超1億円以下 50人以下 130,000円 (4) 1千万円超1億円以下 50人以下 150,000円 (5) 1億円超10億円以下 50人以下 160,000円 (6) 1億円超10億円以下 50人以下 160,000円 (7) 10億円超50億円以下 50人以下 160,000円
		人 法	均税	4	皇	1 合計課税所得金額が200万円以下の方は、次の①と②のいずれか小さい額の3% ①所得税と市県民税の人的控除額の差額の合計 ②合計課税所得金額 2 合計課税所得金額が200万円超の方は、①の金額から②の金額を控除した金額(5万円未満の場合は5万円)の3% ①所得税と市県民税の人的控除額の差額合計 ②合計課税所得金額から200万円を控除した金額 3,500円 (合計所得金額が31万5千円×(控除対象配偶者+扶養親族数+年少扶養数+1)+18万9千円(扶養のあるときのみ)を超える人) □ 資本金等の額が1億円未満の法人13.9% ・資本金等の額が1億円以上の法人14.7% 資本金等の額 従業員数 (1) 1千万円以下 50人以下 50,000円 (2) 1千万円以下 50人超 120,000円 (3) 1千万円超1億円以下 50人以下 130,000円 (4) 1千万円超1億円以下 50人以下 150,000円 (5) 1億円超10億円以下 50人以下 160,000円 (6) 1億円超10億円以下 50人以下 160,000円 (7) 10億円超50億円以下 50人以下 410,000円 (8) 10億円超50億円以下 50人以下 410,000円
		人 法	均税	4	皇	1 合計課税所得金額が200万円以下の方は、次の①と②のいずれか小さい額の3% ①所得税と市県民税の人的控除額の差額の合計 ②合計課税所得金額 2 合計課税所得金額が200万円超の方は、①の金額から②の金額を控除した金額(5万円未満の場合は5万円)の3% ①所得税と市県民税の人的控除額の差額合計 ②合計課税所得金額から200万円を控除した金額 3,500円(合計所得金額が31万5千円×(控除対象配偶者+扶養親族数+年少扶養数+1)+18万9千円(扶養のあるときのみ)を超える人) 「資本金等の額が1億円未満の法人13.9% ・資本金等の額が1億円以上の法人14.7% 資本金等の額 従業員数 (1) 1千万円以下 50人以下 50,000円 (2) 1千万円以下 50人超 120,000円 (3) 1千万円超1億円以下 50人以下 130,000円 (4) 1千万円超1億円以下 50人以下 150,000円 (5) 1億円超10億円以下 50人以下 160,000円 (6) 1億円超10億円以下 50人以下 160,000円 (7) 10億円超50億円以下 50人以下 410,000円 (8) 10億円超50億円以下 50人以下 410,000円 (9) 50億円超
	率	人法人	均税	4	皇	1 合計課税所得金額が200万円以下の方は、次の①と②のいずれか小さい額の3% ①所得税と市県民税の人的控除額の差額の合計 ②合計課税所得金額 2 合計課税所得金額が200万円超の方は、①の金額から②の金額を控除した金額(5万円未満の場合は5万円)の3% ①所得税と市県民税の人的控除額の差額合計 ②合計課税所得金額から200万円を控除した金額 3,500円 (合計所得金額が31万5千円×(控除対象配偶者+扶養親族数+年少扶養数+1)+18万9千円(扶養のあるときのみ)を超える人) ・資本金等の額が1億円未満の法人13.9% ・資本金等の額が1億円以上の法人14.7% 資本金等の額 従業員数 (1) 1千万円以下 50人以下 50,000円 (2) 1千万円以下 50人以下 130,000円 (3) 1千万円超1億円以下 50人以下 130,000円 (4) 1千万円超1億円以下 50人以下 130,000円 (5) 1億円超10億円以下 50人以下 160,000円 (6) 1億円超10億円以下 50人以下 160,000円 (7) 10億円超50億円以下 50人以下 410,000円 (8) 10億円超50億円以下 50人以下 410,000円 (9) 50億円超 50人以下 410,000円 (9) 50億円超 50人以下 410,000円
	率	法 人 当	均税	4	皇	1 合計課税所得金額が200万円以下の方は、次の①と②のいずれか小さい額の3% ①所得税と市県民税の人的控除額の差額の合計 ②合計課税所得金額 2 合計課税所得金額が200万円超の方は、①の金額から②の金額を控除した金額(5万円未満の場合は5万円)の3% ①所得税と市県民税の人的控除額の差額合計 ②合計課税所得金額から200万円を控除した金額 3,500円(合計所得金額が31万5千円×(控除対象配偶者+扶養親族数+年少扶養数+1)+18万9千円(扶養のあるときのみ)を超える人) ・資本金等の額が1億円未満の法人13.9% ・資本金等の額が1億円以上の法人14.7% 資本金等の額 従業員数 (1) 1千万円以下 50人以下 50,000円 (2) 1千万円以下 50人超 120,000円 (3) 1千万円超1億円以下 50人起 150,000円 (4) 1千万円超1億円以下 50人起 150,000円 (5) 1億円超10億円以下 50人起 150,000円 (6) 1億円超10億円以下 50人成 400,000円 (7) 10億円超50億円以下 50人以下 410,000円 (8) 10億円超50億円以下 50人成 1,750,000円 (9) 50億円超 50人以下 410,000円 (9) 50億円超 50人以下 410,000円 (10) 50億円超 50人以下 410,000円
	率	人法人	均税均	4	では、	1 合計課税所得金額が200万円以下の方は、次の①と②のいずれか小さい額の3% ①所得税と市県民税の人的控除額の差額の合計 ②合計課税所得金額 2 合計課税所得金額が200万円超の方は、①の金額から②の金額を控除した金額(5万円未満の場合は5万円)の3% ①所得税と市県民税の人的控除額の差額合計 ②合計課税所得金額から200万円を控除した金額 3,500円(合計所得金額が31万5千円×(控除対象配偶者+扶養親族数+年少扶養数+1)+18万9千円(扶養のあるときのみ)を超える人) 「資本金等の額が1億円未満の法人13.9% ・資本金等の額が1億円以上の法人14.7% 資本金等の額 従業員数 (1) 1千万円以下 50人以下 50,000円 (2) 1千万円以下 50人以下 130,000円 (3) 1千万円超1億円以下 50人以下 130,000円 (4) 1千万円超1億円以下 50人以下 160,000円 (5) 1億円超10億円以下 50人以下 160,000円 (6) 1億円超10億円以下 50人以下 160,000円 (7) 10億円超50億円以下 50人以下 410,000円 (8) 10億円超50億円以下 50人以下 410,000円 (8) 10億円超50億円以下 50人超 1,750,000円 (9) 50億円超 50人財 1,750,000円 (9) 50億円超 50人財 3,000,000円 (2) 50億円超 50人財 3,000,000円 (3) ※私募証券投資信託に係るものを除く (※私募証券投資信託に係るものを除く
	率	人法人当除	均税 均 配	<u>\$</u>	では、	1 合計課税所得金額が200万円以下の方は、次の①と②のいずれか小さい額の3%
	率		均税均配料	金	等	1 合計課税所得金額が200万円以下の方は、次の①と②のいずれか小さい額の3% ①所得税と市県民税の人的控除額の差額の合計 ②合計課税所得金額 2 合計課税所得金額が200万円超の方は、①の金額から②の金額を控除した金額(5万円未満の場合は5万円)の3% ①所得税と市県民税の人的控除額の差額合計 ②合計課税所得金額から200万円を控除した金額 3,500円(合計所得金額が31万5千円×(控除対象配偶者+扶養親族数+年少扶養数+1)+18万9千円(扶養のあるときのみ)を超える人) ・資本金等の額が1億円未満の法人13.9% ・資本金等の額が1億円以上の法人14.7% 資本金等の額
	率 所		均税均配附割	金課	章 章 章 章 章 章 章 章 章 章 章 章 章 章 章 章 章 章 章	1 合計課税所得金額が200万円以下の方は、次の①と②のいずれか小さい額の3% ①所得税と市県民税の人的控除額の差額の合計 ②合計課税所得金額 2 合計課税所得金額が200万円超の方は、①の金額から②の金額を控除した金額(5万円未満の場合は5万円)の3% ①所得税と市県民税の人的控除額の差額合計 ②合計課税所得金額から200万円を控除した金額 3,500円 (合計所得金額が31万5千円×(控除対象配偶者+扶養親族数+年少扶養数+1)+18万9千円(扶養のあるときのみ)を超える人) ・資本金等の額が1億円未満の法人13.9% ・資本金等の額が1億円以上の法人14.7% 資本金等の額 従業員数 (1) 1千万円以下 50人以下 50,000円 (2) 1千万円以下 50人以下 130,000円 (3) 1千万円超1億円以下 50人以下 130,000円 (4) 1千万円超1億円以下 50人以下 160,000円 (5) 1億円超10億円以下 50人以下 160,000円 (6) 1億円超10億円以下 50人以下 160,000円 (7) 10億円超50億円以下 50人以下 410,000円 (8) 10億円超50億円以下 50人以下 410,000円 (9) 50億円超 50人以下 410,000円 (9) 50億円超 50人以下 410,000円 (9) 50億円超 50人以下 410,000円 (10) 50億円超 50人以下 410,000円 (10) 50億円超 50人以下 410,000円 (10) 50億円超 50人以下 410,000円 (11) (12) (13) (14) (14) (15) (15) (15) (16) (16) (16) (16) (16) (16) (16) (16
	率		均税均配料	金排槽	章 章 章 章 章 章 章 章 章 章 章 章 章 章 章 章 章 章 章	1 合計課税所得金額が200万円以下の方は、次の①と②のいずれか小さい額の3% ①所得税と市県民税の人的控除額の差額の合計 ②合計課税所得金額 2 合計課税所得金額が200万円超の方は、①の金額から②の金額を控除した金額(5万円未満の場合は5万円)の3% ①所得税と市県民税の人的控除額の差額合計 ②合計課税所得金額か5200万円を控除した金額
	率	(A) (A) (B) (B) (B) (B) (B) (B) (B) (B) (B) (B	均税 均配附割数税	金課権	等	1 合計課税所得金額が200万円以下の方は、次の①と②のいずれか小さい額の3% ①所得税と市県民税の人的控除額の差額の合計 ②合計課税所得金額 2 合計課税所得金額が200万円超の方は、①の金額から②の金額を控除した金額(5万円未満の場合は5万円)の3% ①所得税と市県民税の人的控除額の差額合計 ②合計課税所得金額から200万円を控除した金額 3,500円 (合計所得金額が31万5千円×(控除対象配偶者+扶養親族数+年少扶養数+1)+18万9千円(扶養のあるときのみ)を超える人) ・資本金等の額が1億円未満の法人13.9% ・資本金等の額が1億円以上の法人14.7% 資本金等の額 従業員数 (1) 1千万円以下 50人以下 50,000円 (2) 1千万円以下 50人以下 130,000円 (3) 1千万円超1億円以下 50人以下 130,000円 (4) 1千万円超1億円以下 50人以下 160,000円 (5) 1億円超10億円以下 50人以下 160,000円 (6) 1億円超10億円以下 50人以下 160,000円 (7) 10億円超50億円以下 50人以下 410,000円 (8) 10億円超50億円以下 50人以下 410,000円 (9) 50億円超 50人以下 410,000円 (9) 50億円超 50人以下 410,000円 (9) 50億円超 50人以下 410,000円 (10) 50億円超 50人以下 410,000円 (10) 50億円超 50人以下 410,000円 (10) 50億円超 50人以下 410,000円 (11) (12) (13) (14) (14) (15) (15) (15) (16) (16) (16) (16) (16) (16) (16) (16
	率	人 法 人 当除寄得課年		金課権限保等	* *<	1 合計課税所得金額が200万円以下の方は、次の①と②のいずれか小さい額の3%
	率	人 法 人 当除寄得課年的	均 税 均 配 附 割 税 金 的 公	金課権限係等年	を 様 と	
	率	人 法 人 当除寄得課年的	均 税 均 配 附 割 税 金 分 公 1307 1307 1307	金課権限係等年円	を 様 度るの金末 を 様 度るの金末 で 様 度るの金末 で 様 で で で で で で で で で で で で で で で で で	1 合計無税所得金額が200万円以下の方は、次の①と②のいずれか小さい額の3%
	率		均 税 財 税 財 額 税 金 1307 1307	金、課権限係等年円円	* * *<	1 合計課税所得金額が200万円以下の方は、次の①と②のいずれか小さい額の3%
	率	人 法 人 当除寄得課年的	均 税 財 税 財 額 税 金 1307 1307	金は、は、金のでは、金のでは、金のでは、金のでは、金のでは、金のでは、金のでは、	章 書	1 合計無税所得金額が200万円以下の方は、次の①と②のいずれか小さい額の3%

税目		_	_	年度									9	6						
700 14	区分	税		<u></u> 率		- 1	4 0/													
			税	<u> </u>		1. ±			80万円			家	屋	20万	円		償却	却資産	150万円	
							±	亚価名	担水準				無鉛	標準額	i質虫力	注			評価負担水準	負担率
						70	<u>『</u> %超	十屾戶	1旦小平			評価		小宗 宇宙 0%まで						
					商			~70	%以下					说標準8				農	90%以上	1.025
固					業	60'	%未満	i				前年		果税標準					80 ~ 90	1.05
												[72				頁×5%		地	70 ~ 80	1.075
定					地							•上限	評価	5額×60	0%				70 未満	1.10
~_						Ì	計	平価負	担水準					課税標	栗準額算	単出方法	<u></u>			
						100	0%以_	Ŀ				本則	課税と	なり引つ	下げ					
資					住		0/101							標準額		-0/				
		そ	0)	他	宅	20'	%以上	.100%	未満					記標準額 か低い		×5%				
					地											下回る	場合に	t.		
産						20'	%未満	i				<a> × :			,	, , ,	LI 1.5			
						< A	> • • • •	今年月	度の評価	額×	〈住宅)	用地の	特例率	3					_	
税					1. 小規格											*負担	水準:	= 平	成25年度課税模	票準額
,,,					2. その化3. 市街化													平均	义26年度評価額	×特例
					3. 巾街1 4. 土地0								淮貊↓	- 誣価匆	f(×住:	字田州(の特仮	i[來]×	5%	
)=前年							C/112E-	*> 10 D	1-//	0 70	
					5. 家屋、	償却	資産の	標準額	預=評価	插額										
					6. 交付金				固定資	産税。	と同一	の税率	を乗す	[*] る。	. A+ m	4 m/»	7.1		5 500 E	1
軽					1. 原動		目転耳 lcc以			1	,000円	9			四輪	乗用(営 ()			5,500円 7,200円	
自							cc以 ⁻				,200円				四輪	(章) 貨物(営	. ,		3,000円	
							5cc以				,600円				T T 11 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	(自			4,000円]
動		税		率	2. 軽自		ニカー 及でい		上邳 白 重		,500₽	4				殊自動 上を走征		it.O	2,400円	1
車					2. E 1		 動車	*土1	77小口男	л т -						ユ - ∠ - [:業用自		,000	1,600円	
税							輪				,400₽					の小型物		動車	4,700円	
					-		輪				,100₽		3	. 二輪	の小型	自動耳			4,000円]
市たば		税		率	平成25		から たばこ	_等			,262 <u>P</u> ,000才		旧3約	級品の	紙巻た	ばこ		495円 000本		
はこ税		そ	の	他	返還に	係る集	 製造た	ばこり	こついて		司様									
	別土	地	保	有 税	平成15	年度/	から課	税停	ıĿ											
入		湯		税	宿泊入	湯客1	.50円、	、その	他(日州	帚り)2	20円									
-1417		税		率	0.2%															
都市計		免	税	点	固定資	産税の	 D免税	点適	用のもの	の										
画税		テ	の	仙	市街化	区域の	のみ課	税(附	3和59.4	4.19	見直し	の新	市街们	と区域))					
				ie.	固定資	産税[司様の	負担	調整措	置を	と講ず	る。								
					区	分		所得	割		平等	割		均等	割	賦制	果限度			
国	民健	:健康保険税			医療	分			7.9%		21	, 000	刊 	17,	100円	į	510,	000円		
	国 C 使 尿 床 陕				支援	金分			2.4%		6	, 000	Э	5,	100円	-	160,	000円		
					介護	美分			2.5%		6	, 300	円	6, (000円]	140,	000円		

税		_	_	_	年度	27
目	_	<u>分</u>	<i>h</i>	+	()/ ₁ +	
	入	青白	色			完全給与額
	より		巴	守	(t) 是	
	控除	給与	5所1	导控队	全	2,450,000円(給与収入15,000,000円超)
	BAV	雑				2,400,000円(ポーチ収入13,000,000円地) 総所得金額等の10%を超える損失の額と損失の額のうち災害関連支出額の5万円を越える額とのどちらか多い額
		医		療		総所得金額等の5%又は10万円のいずれか低い額を超える支払医療費額
		社	会	保	険 ギ	支払った金額の全額
		小共	規済	模等	企業掛金	1小用箱公業共落制度の心身層生素共素共落制度がどによりので支払った場合
	所					(1)旧契約(平成23年12月31日以前に契約) (1)15,000円以下 支払保険料の全額
						- 一般生命保険 (2) 15,000円を超え40,000円まで 支払保険料×1/2+7,500円 (2) 40,000円まで 大大(1) 10,000円まで (2) 40,000円まで (3) 40,000円まで (4) 47,500円
						・個人年金保険 (3) 40,000円を超え70,000円まで 支払保険料×1/4+17,500円 それぞれで計算 (4) 70,000円を超える場合 - 律35,000円
	得	<i>#</i>	△ /□	D今 J	斗控 隊	(9) 新初約(平成94年1月1日) 以降に初始) (1) 19 000円 ドド 支払保険料の 今類
		土作	叩仆	: 火 1	半 ′ ′ ′ ′ ′ ′ ′ ′ ′ ′ ′ ′ ′ ′ ′ ′ ′ ′ ′	- 一般生命保険 (2) 12,000円を超え32,000円まで 支払保険料×1/2+ 6,000円
						・個人年金保険 (3) 32,000円を超え56,000円まで 支払保険料×1/4+14,000円
	控					・介護医療保険(4) 56,000円を超える場合一律28,000円それぞれで計算
						各保険料控除全体での控除適用限度額 (新・旧契約ともに)70,000円
市		地	震	保	険 料	地震保険契約 最高25,000円、旧長期損害保険契約 最高10,000円 両方ある場合 最高25,000円
	除	障 扶	· —	寡般	 剪 扶 養	障・寡・勤 各々 260,000円 (特別障害者は300,000円、同居特別障害者は530,000円、特別寡婦は300,000円) 330,000円 (16歳以上)
		1/			人扶着	450,000円(特定19歳~22歳)、380,000円(老人70歳以上)
		養	同月		等扶着	
		配配	偶	偶 者	特別	- 330,000円(老人控除対象配偶者380,000円) 配偶者の所得により30,000円~330,000円
		基	11-3	Н	破	330,000円
						前年中の総所得金額等が35万円×(控除対象配偶者+扶養親族数+年少扶養数+1)+32万円(扶養のあるときのみ)を超える人
		/III				・税率は一律6% ・分離課税(譲渡所得等)は別計算となります。 ・調整控除
		個	所	得	事 害	
	τΉ					①所得税と市県民税の人的控除額の差額の合計 ②合計課税所得金額
	税	人				2 合計課税所得金額が200万円超の方は、①の金額から②の金額を控除した金額(5万円未満の場合は5万円)の3%
民			均	等	生生	①所得税と市県民税の人的控除額の差額合計 ②合計課税所得金額から200万円を控除した金額 3,500円 (合計所得金額が31万5千円×(控除対象配偶者+扶養親族数+年少扶養数+1)+18万9千円(扶養のあるときのみ)を超える人}
			税		害	・ 盗木 夕竿 の類が1 倍田 土港の注 人 11 20
			化		古	※平成26年10月1日以降に開始する事業年度から
						資本金等の額 従業員数 (1) 1千万円以下 50人以下 50人以下 50,000円
		法				(2) 1千万円以下 50人超 120,000円
						(3) 1千万円超1億円以下 50人以下 130,000円 (4) 147 150,000円
	率		LÆ-	E-1	سار مخ	(4) 1千万円超1億円以下 50人超 150,000円 (5) 1億円超10億円以下 50人以下 160,000円
		人	均	等	善 害	[(6) 1億円超10億円以下 50人超 400,000円
		. •				(7) 10億円超50億円以下 50人以下 410,000円 (8) 10億円超50億円以下 50人超 1,750,000円
						8 10億円超50億円以下 50人超 1,750,000円
						[10] 50億円超 50人超 3,000,000円
税		当	配		弄	課税総所得金額1,000万円以下の場合 1.6% ※私募証券投資信託に係るものを除く
176	拦	除				課税総所得金額1,000万円を超える部分 0.8% (水が多地が見りにはいるのでであります。 (1)から(2)を控除した金額に3/5を乗じた額(所得税の課税総所得金額等の3%と58,500円のいずれか少ない金額を限度)
					金 等	ただし特定取得に該当する場合には、「3%」を「4.2%」と、「58,500円」を「81,900円」として計算した金額
	特	別	税	額	控除	(1)所得税の住宅借入金等特別控除可能額
						(2)住宅借入金等特別控除適用前の前年の所得税額
		寄	附	金技	空除	都道府県・市区町村・・・・・・・((寄附金-2000円)×6%)+{(寄附金-2000円)×特例控除率×3/5} 県共同募金会・日赤・長野県及び松本市が条例で指定する法人、団体等・・・・・・(寄附金-2000円)×6%
	酉	当書	割額.	又は村	朱式等	
					の控除	配当割額又は株式等譲渡所得割額の3/5
	所調		割整	課 措		[{35万円×(控除対象配偶者+扶養親族数+年少扶養数+1)+32万円(扶養のあるときのみ)}
	朔外			額		- {終所得金額等-(市県民税所得割-税額控除)]]×(市民税所得割-税額控除)/(市県民税所得割-税額控除) 所得税の外国税額控除限度額の18%(所得税・県民税で控除しきれない「外国所得税」がある時のみ)
	非					1,250,000円(障害者・寡婦(夫)・未婚の未成年者)
	公的	内年	金等	に係	る雑所	得の金額
	ア	公b 「				を受ける人の年齢が65歳未満である場合 イ 公的年金等の支給を受ける人の年齢が65歳以上である場合 収入額(a) 維所得の額
			130	万円	未満	(a)-70万円 330万円未満 (b)-120万円
						0万円未満 (a)×75% - 37万5千円 330万円以上410万円未満 (b)×75% - 37万5千円 37万円未満 (b)×85% - 78万5千円 410万円以上770万円未満 (b)×85% - 78万5千円
				万円		(a)×95%—155万5千円 (770万円以上 (b)×95%—155万5千円
1						

税目	区分	_	年度				2	7				
	税	<u> 2</u>	 率	1.	. 4 %							
	免	税点	点	±	: 地 30万円	家	屋	20万円		償却	資産 150万円]
					評価負担水準	調	!税標準	額算出方法	去		評価負担水準	負担率
)%超)%以上~70%以 ⁻			まで引下げ 準額据え置		農	90%以上	1.025
固				業 60)%未満			標準額+	50/	l	80 ~ 90	1.05
				14h		•上限		の評価額× ×60%	5%	地	70 ~ 80 70 未満	1.075 1.10
定				地							1	
					評価負担水準		.,,,,	总標準額算	出方法		-	
					00%以上	本則課					-	
資				住		①本来の						
	そ	の 1	他	宅 20)%以上100%未満	f ②前年度 ①②のい		準額+ <a> モい姫	×5%			
産				地	00/ 1 2#	0.0		,,,,	下回る場合に	す、		
庄)%未満 	<a>×20	, -					
					>・・・ 今年度の記						b	
税					宅用地の課税標準 住宅用地の課税標				*負担水準=	_ <u>半质</u> 平成	以26年度課税標準 27年度評価額×	<u>準額</u> (特例
					域農地の課税標準							
					税標準額(農地以				(×住宅用地	の特例	列率)×5%	
					税標準額(農地)= 卸資産の標準額=		額×負	担調整率				
				•	却貢座の標準額ー 算定標準額に固定		点率を乗	∵ ずる。				
				1. 原動機	付自転車,小型特別	朱自動車,	2. 三軸	論以上の軽				
軽				二輪の軽目 (1)50cc以	動車及び二輪の小 ド	、型目動車 1,000円	(平成2 (1) 軽		改正後税率 ① 3,100		② 3,900円	
自				(2)50cc超 (3)90cc超		1,200円 1,600円	(2) 匹	輪乗用(営 (自			6,900円 10,800円	
動	税	翠	മ	(4)ミニカー		2,500円	(3) 匹	輪貨物(営			3,800円	
車					株自動車(農耕用) 株自動車(その他)	1,600円 4,700円	①平成	(自 26年度以前) 4,000 前の標準税		5,000円	
				(7)雪上車		2,400円	②平成	27年度以降	峰の標準税	輕	ロトケーナ・ゴ・ロップ	61 5
税				(8)二輪の軸 (9)二輪の/	^{全日}	2,400円 4,000円	適用)	7年4月1日	以降に取例	10.7新大	見検査を受けるも	96/1/(0)
市	税	翠	赵			5,262円				95円	-	
たば				紙巻	たばこ等	1,000本	33級品	の紙巻た	ばこ 1,0	00本		
こ税	そ	の作	也	返還に係る	製造たばこにつ	いても同様						
特力	別土地	保有	育 税	平成15年月	度から課税停止							
入	湯		税	宿泊入湯名	緊150円、その他の	(日帰り)20円						
± 2 17	税	平	~	0.2%								
都市計	免	税,	点	固定資産和	党の免税点適用(のもの						
画税	7	<i>T</i> 1	ıh	市街化区域	成のみ課税(昭和	59.4.19見直しの	新市律	f化区域)				
17%	て	の作	만	固定資産和	説同様の負担調 <u>を</u>	整措置を講ずる。						
				区 分	所得割	平等割	圪	等割	賦課限月	麦額		
軍	民 健 吏	但. 四	全 珆	医療分	7.9%	21,000円	1	7, 100円	520, 0	000円		
	広 健 康	P.健康保険税 ─	支援金分	2.4%	6,000円		5, 100円	170, 0	000円			
				介護分	2.5%	6, 300円		6,000円	160, 0	000円		
				/ I HX /J	2.0%	2, 00011		-, 50011	150, 0	1 1		

税目	 X		/	·	F度		28							
	収		色	専 従	者	- 完全給与額								
	入よ	白	色	専 従	4 者	最高限度額 配偶者 860,000円 その他 500,000円								
	り	4A L	/1	A71 +b-4.1 E	最低	650,000円								
	控除	給与	子門往	}控除-	最高	2,450,000円(給与収入15,000,000円超)								
		雑		 	*** *	総所得金額等の10%を超える損失の額と損失の額のうち災害関連支出額の5万円を越える額とのどちらか多い額								
	- ⊢	医 社	会	療保 険		総所得金額等の5%又は10万円のいずれか低い額を超える支払医療費額 支払った金額の全額								
	-		規	模企										
	}	共	済	等 排	金	(1)旧契約(平成23年12月31日以前に契約) (1) 15,000円以下 支払保険料の全額								
	所					•一般生命保険	(2) 15,000円を超え40,000円まで 支払保険料×1/2+7,500円							
							(3) 40,000円を超え70,000円まで 支払保険料×1/4+17,500円							
	但	# <i>2</i>	生命保険料控除			それぞれで計算 (2)新契約(平成24年1月1日以降に契約)	(4) 70,000円を超える場合 一律35,000円 (1) 12,000円以下 支払保険料の全額							
	14	生. 1				•一般生命保険	(2) 12,000円を超え32,000円まで 支払保険料×1/2+6,000円							
							(3) 32,000円を超え56,000円まで 支払保険料×1/4+14,000円 (4) 56,000円を超える場合 - 律28,000円							
	控					それぞれで計算								
	F			42. 除	\$ \x\		(新・旧契約ともに)70,000円 険契約 最高10,000円 両方ある場合 最高25,000円							
		障	•	寡 •		障・寡・勤 各々 260,000円(特別障害者は300,000円、同居特別障害者は530,000円、特別寡婦は300,000円)								
市	际	扶	_	般技		, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,								
		養		・老人老親等		, ,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,								
		配		偶	者	330,000円(老人控除対象配偶者380,000円)								
		配 基	偶	者特	別礎	配偶者の所得により30,000円~330,000円 330,000円								
		左			10年	7	見族数+年少扶養数+1)+32万円(扶養のあるときのみ)を超える人							
						・税率は一律6%・分離課税(譲渡所得等)は	は別計算となります。							
		個	所	得	割	・調整控除 1 会計課税所得全額が200万円以下の方は ※	たの①と②のいずれか小さい類の3%							
						1 合計課税所得金額が200万円以下の方は、次の①と②のいずれか小さい額の3% ①所得税と市県民税の人的控除額の差額の合計 ②合計課税所得金額								
	税	人					の金額から②の金額を控除した金額(5万円未満の場合は5万円)の3%							
			均	等	中山	①所得税と市県民税の人的控除額の差額(
民	ŀ		Ė	寸		3,500円 (合計所得金額が31万5千円×(控除対象配偶者+扶養親族数+年少扶養数+1)+18万9千円(扶養のあるときのみ)を超える人) ・資本金等の額が1億円未満の法人11.3% ・資本金等の額が1億円以上の法人12.1%								
			税		割	※平成26年10月1日以降に開始する事業年度から								
						21. — 1 10.	従業員数 50人以下 50,000円							
		法					50人超 120,000円							
							50人以下 130,000円							
	率						50人超 150,000円 50人以下 160,000円							
		人	均	等	等 割		50人超 400,000円							
							50人以下 410,000円							
							50人超 1,750,000円 50人以下 410,000円							
						(10) 50億円超	50人超 3,000,000円							
税	配控	当除	1000		当	課税総所得金額1,000万円以下の場合 1.6% 課税総所得金額1,000万円を超える部分 0.8%								
	تا_ب	1/11	l			(1)から(2)を控除した金額に3/5を乗じた額(所得税の課税総所得金額等の3%と58,500円のいずれか少ない金額を限度)								
				入金细地		ただし特定取得に該当する場合には、「3%」を「4.2%」と、「58,500円」を「81,900円」として計算した金額								
	付	加	彻	似 拴	:床	(1)所得税の住宅借入金等特別控除可能額 (2)住宅借入金等特別控除適用前の前年の所得	得税額							
		寄	附。	金 控	除	都道府県・市区町村・・・・・・{(寄附金−2000円	円)×6%}+{(寄附金-2000円)×特例控除率×3/5}							
							例で指定する法人、団体等・・・・・・(寄附金-2000円)×6% 敷類に対する割合)*3/5 ※「よるさと納税ロンストップ整例」のみに適田							
				例 哲		特例控除*(課税総所得金額-人的控除差調整額に対する割合)*3/5 ※「ふるさと納税ワンストップ特例」のみに適用								
	譲	渡月	斤得書	削額の打	空除	配当割額又は株式等譲渡所得割額の3/5								
	l						(控除対象配偶者+扶養親族数+年少扶養数+1)+32万円(扶養のあるときのみ)} 金額等-(市県民税所得割-税額控除)]>(市民税所得割-税額控除)/(市県民税所得割-税額控除)							
	外	国	税	額招	芒 除	所得税の外国税額控除限度額の18%(所得税・県民税で控除しきれない「外国所得税」がある時のみ)								
						1,250,000円(障害者・寡婦(夫)・未婚の未成年	者)							
						得の金額 ご受ける人の年齢が65歳未満である場合	イ公的年金等の支給を受ける人の年齢が65歳以上である場合							
			公的年金等 <i>0</i>		金等の	D収入額(a) 雑所得の額	公的年金等の収入額(b) 雑所得の額							
	130万円未満 130万円以上41					(a) - 70万円 330万円未満 (b) - 120万円 万円未満 (a)×75% - 37万5千円 330万円以上410万円未満 (b)×75% - 37万5千円								
		410万円以上770			上770	万円未満 (a)×85%- 78万5千円	410万円以上770万円未満 (b)×85%- 78万5千円							
		Ľ	770万円以上			(a)×95%-155万5千円 770万円以上 (b)×95%-155万5千円								
ш														

税目		年度				9	98						
176 🖂	区分		28										
	税 免 税	率		1.4 %	Ш	家 屋	150万	·m					
	元 亿			上 地 30万		多 庄	20万円			償却資産	130/	П	
				評価負担水準						評価負担水準 90%以上		負担率	
			1 Hill 1	70%超 60%以上~70%以7		評価額の70%まで引下げ 前年度課税標準額据え置き 前年度の課税標準額+			農			1.025	
固				60%未満					110	80 ~ 90	,	1.05	
			業	00 /0/14/11/4	133 1 8		評価額×5	5%	地	$70 \sim 80$		1.075	
			地		・上限	評価額×	60%			70 未満		1.10	
定				and the last Miles		7m 4)/ 1m	Note show bake at a	LNI					
				評価負担水準100%以上	木 則課:		準額算出る	万法					
資			住上	100 /0以上		本則課税となり引下げ ①本来の課税標準額〈A〉							
頁	その	411	宅	20%以上100%未満	②前年	②前年度課税標準額+ <a>×5%							
		le.				①②のいずれか低い額 上記②の額が <a>×20%を下回る場合は、							
産			地	20%未満	上記(2) 〈A>×2		×20%を	ト回る場合	計は、				
			<	A > ・・・ 今年度の評									
			1. 小規模自	E宅用地の課税標準額	預=評価額の1/	6	↓ Æ	扫水潍—	<u> </u>	成27年度課 成28年度評価	税標準	額_	
税				住宅用地の課税標準		,	↑ 貝	担小毕一	平月	成28年度評価	面額×4	特例	
				区域農地の課税標準額			The first days (0 	- 41	(
				R税標準額(農地以外 税標準額(農地)=前				住宅用地	の特	例率)×5%			
				:祝倧革領(辰地)―前 却資産の標準額=評		声領へ貝担	调登平						
				=算定標準額に固定		脱率を乗ず	る。						
			1 百動地										
				自動車及び二輪の小		2. 二輔以			2)	3 4	1)	単位(円) 6	
				o 1117	単位(円)	三輪のもの		,	,900	-,		2,000 3,000	
軽			-	0cc以下 0cc超90cc以下	2,000	四輪 自第			,800		-	5,400 8,100 3,500 5,200	
自			原刊 9	0cc超125cc以下	2,400	四輪 自	家用 4,	,000 5	,000	6,000 1,	300	2,500 3,800	
				ニカー 農耕作業用	3,700 2,400	貨物 営			,800 金杏を			1,900 2,900	
動	税	率	特殊る	特殊 その他 5,900 ②平成27年度以降に最初の新規検査を受けた									
車				経自動車・雪上車 小型自動車	3,600 6,000					至自動車(重課和 購入羽午度調		み軽課税率適用	
T)/				1/至日期中	0,000					、 購入立中反应 出ガス規制NO:			
税										+H32燃費基準			
			貨物:H17排出ガス基準75%低減達成+H27燃費基準+35%達成 ⑥乗用:H17排出ガス基準75%低減達成+H32燃費基準達成										
										+H27燃費基準		成	
市	税	率			5,262円			2,92					
たば	17L	T	紙	巻たばこ等		日3級品の	紙巻たば	1,00	00本				
Σ,	その	他	返還に係る製造たばこについても同様										
税													
	別土地保		平成15年度から課税停止 宿泊入湯客150円、その他(日帰り)20円										
- ス		税 ————————————————————————————————————		各190円、ての他(‡	1 7年リル20円								
都去	税	率											
市計	免税	点	固定資産税の免税点適用のもの										
画税	その	他		域のみ課税(昭和59			区域)						
			固定資産	税同様の負担調整		1	ı		·				
			区分	所得割	平等割	均等	割 賦	(課限度	額				
軍	民健康保	除 稻	医療分	9.1%	22,700円	18,8	800円	540, 00	0円				
	以厌尿体	火化	支援金分	→ 3.2%	7,400円	6,5	500円	190, 00	0円				
			介護分	2.6%	6,700円	6,4	:00円	160, 00	0円				
			1			· ·							

市税概要

平成28年10月

編集 松本市財政部市 民税 課

発 行 松 本 市 役 所 松本市丸の内3番7号 Till 34-3000 美しく生きる。



健康寿命延伸都市·松本